

資料3

3月15日 食品衛生分科会

文書による報告品目等に関する資料

(3) 文書による報告品目等

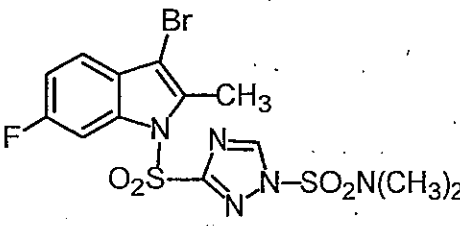
① 農薬

- ・ アミスルブロム (適用拡大) 1
- ・ イミダクロプリド (カカオ豆の検査部位変更) 4
- ・ クロマフェノジド (適用拡大) 12
- ・ サルフフェナシル (インポートトレランス申請) 15
- ・ シアゾファミド (適用拡大) 18
- ・ スピロメシフェン
(適用拡大+インポートトレランス申請) 21
- ・ ピリメタニル
(暫定基準の見直し+インポートトレランス申請) 26
- ・ ペンディメタリン (適用拡大) 31
- ・ ミルベメクチン
(適用拡大+インポートトレランス申請) 36

② 動物用医薬品

- ・ アセトアミノフェン (意見聴取) 39
- ・ エンロフロキサシン (意見聴取) 42
- ・ セフキノム (意見聴取) 44
- ・ 鶏大腸菌症生ワクチン (意見聴取) 46
- ・ ラクトフェリン (意見聴取) 47

アミスルブロム (Amisulbrom)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/殺菌剤										
作用機構	スルファモイルトリアゾール骨格を有する殺菌剤である。作用機構としては、卵菌類のミトコンドリア内膜電子伝達系複合体Ⅲの Qi サイトの阻害であると考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	ばれいしょ/疫病、キャベツ/べと病 等										
我が国の登録状況	ばれいしょ、キャベツ等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準は設定されていない。米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国ではぶどう及びトマトに、欧州連合 (EU) ではぶどうに基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>一日許容摂取量 (ADI) 0.1 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (イヌ・強制経口)</p> <p>無毒性量 10 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：アミスルブロムとする。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="566 1534 1412 1803"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>26.9</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>42.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>20.4</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>29.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	26.9	幼小児 (1~6 歳)	42.1	妊婦	20.4	高齢者 (65 歳以上)	29.7
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	26.9										
幼小児 (1~6 歳)	42.1										
妊婦	20.4										
高齢者 (65 歳以上)	29.7										
意見聴取の状況	平成 25 年 2 月 20 日~3 月 31 日パブリックコメントを実施 (在京大使館への説明及び WTO 通報は対象外)										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際基準 ppm	外国基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.05		申			<0.01,<0.01
大豆	0.3	0.3	○			0.08(\$),0.02
小豆類	0.2	0.2	○			0.02,0.03(\$)
ばれいしょ	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
てんさい	1	1	○			0.18,0.42(\$)
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.3	0.3	○			<0.01,0.06(\$)
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	25	25	○			15.8,17.6
かぶ類の根	0.5		申			0.16(\$),0.04
かぶ類の葉	30		申			20.8(\$),11.5
はくさい	10	10	○			2.68,4.30
キャベツ	3	3	○			0.48,0.20/1.48(\$),0.28
ケール	20	20	○			(きょうな参照)
こまつな	15	15	○			8.68,6.72
きょうな	20	20	○			8.96,11.0(\$)
チンゲンサイ	20	20	○			(きょうな参照)
カリフラワー	2		申			0.56(#),0.03
ブロッコリー	2	2	○			0.90,0.98(\$)/0.46,0.29
その他のあぶらな科野菜	20	20	○			(きょうな参照)
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	10	10	○			5.42,3.48(サラダ菜)
たまねぎ	0.05		申			<0.01,<0.01
ねぎ(リーキを含む。)	3		申			1.40(根深ねぎ)/ 1.36(葉ねぎ)
トマト	2	2	○			0.43,0.66(トマト)
ピーマン	3	3	○			0.58,1.07(\$)
なす	1	1	○			0.32(\$),0.14
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.7	0.7	○			0.17,0.21(\$)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	2		申			0.61(\$),0.14
すいか	0.05		申			<0.01,<0.01
メロン類果実	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
ほうれんそう	30	30	○			22.4(\$),9.20/9.04,5.14
しょうが	0.7		申			0.04,0.30(\$)
えだまめ	10	10	○			1.14,4.28(\$)
みかん	0.1	0.1	○			0.02,<0.01
なつみかんの果実全体	2	2	○			0.78,0.58 (なつみかんの果実全体参照)
レモン	2	2	○			(なつみかんの果実全体参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2	2	○			(なつみかんの果実全体参照)
グレープフルーツ	2	2	○			(なつみかんの果実全体参照)
ライム	2	2	○			(なつみかんの果実全体参照)
その他のかんきつ類果実	2	2	○			(なつみかんの果実全体参照)
いちご	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
ぶどう	5	5	○			0.36/2.46(\$)(大粒種ぶどう)
その他の果実	1		申			0.39,0.27(いちじく)
その他のスパイス	15	15	○			6.60(\$),4.13(みかんの果皮)
その他のハーブ	20	20	○			(きょうな参照)

○:既に、国内において農薬登録のあるもの
 申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの
 (#):使用方法を逸脱して実施された試験成績
 (\$):ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

アミスルプロム

食品名	残留基準値
	ppm
米(玄米をいう。)	0.05
大豆	0.3
小豆類 ^{注1)}	0.2
ばれいしょ	0.05
てんさい	1
だいこん類(ラディッシュを含む。) の根	0.3
だいこん類(ラディッシュを含む。) の葉	25
かぶ類の根	0.5
かぶ類の葉	30
はくさい	10
キャベツ	3
ケール	20
こまつな	15
きょうな	20
チンゲンサイ	20
カリフラワー	2
ブロッコリー	2
その他のあぶらな科野菜 ^{注2)}	20
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	10
たまねぎ	0.05
ねぎ(リーキを含む。)	3
トマト	2
ピーマン	3
なす	1
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.7
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	2
すいか	0.05
メロン類果実	0.05
ほうれんそう	30
しょうが	0.7
えだまめ	10
みかん	0.1
なつみかんの果実全体	2
レモン	2
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2
グレープフルーツ	2
ライム	2
その他のかんきつ類果実 ^{注3)}	2
いちご	0.05
ぶどう	5
その他の果実 ^{注4)}	1
その他のスパイス ^{注5)}	15
その他のハーブ ^{注6)}	20

注1)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注2)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

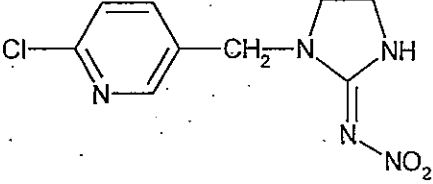
注3)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注4)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注5)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注6)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

イミダクロプリド (Imidacloprid)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	カカオ豆の検査部位を変更するもの。										
構造式											
用途	農薬/殺虫剤										
作用機構	クロロニコチル系殺虫剤である。ニコチン性アセチルコリン受容体に結合し、神経伝達を遮断するなどの作用により殺虫効果を示すと考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	稲/ツマグロヨコバイ、れんこん/クワイクビレアブラムシ 等										
我が国の登録状況	ぶどう、小麦等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	2001年にJMPRにおける毒性評価が行われADIが設定されている。国際基準は穀類、いも類、かんきつ類果実類等に設定されている。米国、カナダ、欧州連合(EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてうり科野菜、かんきつ類果実等に、カナダにおいてきゅうり、ラズベリー等に、EUにおいて穀類、かんきつ類果実等に、オーストラリアにおいてうり科野菜、かんきつ類果実等に、ニュージーランドにおいてレタスに基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>一日許容摂取量 (ADI) 0.057 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌)</p> <p>無毒性量 5.7 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：農産物にあつてはイミダクロプリドとし、畜産物にあつてはイミダクロプリド及び6-クロロピリジル基を有する代謝物とする。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="539 1641 1385 1899"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>39.7</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>77.5</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>31.7</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>42.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI比 (%)	国民平均	39.7	幼小児 (1~6歳)	77.5	妊婦	31.7	高齢者 (65歳以上)	42.0
	TMDI/ADI比 (%)										
国民平均	39.7										
幼小児 (1~6歳)	77.5										
妊婦	31.7										
高齢者 (65歳以上)	42.0										
意見聴取の状況	平成25年2月20日~3月31日パブリックコメントを実施 (在京大使館への説明及びWTO通報は対象外)										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	1	1	○	0.05		<0.005,<0.005/<0.005(#),<0.005(#)/0.038,0.018/<0.005,0.006/0.058,0.036/0.076,0.030/0.08,0.02/0.04(#),0.04(#),0.08,0.16,0.09/<0.01(#),0.01(#)/0.05(#),0.03(#)/0.22(#),0.31(#)/0.26(#),0.28(#)/0.02,0.04
小麦	0.05	0.05	○	0.05		0.013,<0.005/0.016(#),<0.005(#)
大麦	0.05	0.05		0.05		
ライ麦	0.05	0.05		0.05		
とうもろこし	0.05	0.05	○	0.05		<0.01(#),<0.01(#)(乾燥種子) <0.01(#),<0.01(#)(生食用子実) <0.01(#),<0.01(#)(脱穀種子) <0.01(#),<0.01(#)(生食用子実)
そば	0.05	0.05		0.05		
その他の穀類	3	3	○	0.05		1.39, 1.07(キノア)
大豆	3	3	○		3.5 アメカ	【0.029-2.04(n=24)(米国)】
小豆類	3	3	○		4.0 アメカ	【0.133-1.120(n=11)(米国いんげん)】
えんどう	3	3	○	2	4.0 アメカ	【0.138-1.030(n=6)(米国)】
そら豆	3	3	○		4.0 アメカ	【米国いんげん、えんどう参照】
らっかせい	0.7	0.7	○	1		
その他の豆類	3	3	○	2	4.0 アメカ	【米国いんげん、えんどう参照】
ばれいしょ	0.5	0.5	○	0.5		0.186(#), 0.020(#)/0.02(#), 0.02(#)/<0.02, <0.02/<0.02, <0.02/0.02, <0.01/0.02, 0.01
さといも類(やつがしらを含む。)	0.4	0.4	○	0.5		
かんしょ	0.4	0.4	○	0.5		
やまいも(長いもをいう。)	0.4	0.4	○	0.5		
こんにやくいも	0.4	0.4	○	0.5		
その他のいも類	0.4	0.4		0.5		
てんさい	0.4	0.4	○	0.5		
さとうきび	0.04	0.04			0.05 オーストラリア	【<0.02(n=2)(豪州)】
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.4	0.4	○	0.5		
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	4	4	○	5		
かぶ類の根	0.4	0.4		0.5		
かぶ類の葉	3	3			4.0 アメカ	【米国ビート葉参照】
西洋わさび	0.4	0.4		0.5		
クレソン	3	3			3.5 アメカ	【米国ほうれんそう参照】
はくさい	0.5	0.5	○			0.06, 0.11/0.06, 0.06/0.05(#), 0.13(#)(S)
キャベツ	0.5	0.5	○	0.5		0.04, 0.21/0.02(#)/0.16, 0.05/ 0.20(#), 0.07(#)
芽キャベツ	0.5	0.5	○	0.5		<0.2, <0.2(芽キャベツ), <0.2, <0.2, 0.05, <0.2(非結球芽キャベツ)
ケール	5	5	○			だいこん類の葉の残留値の5倍にて緊急登録
こまつな	5	5	○			だいこん類の葉の残留値の5倍にて緊急登録
きょうな	5	5	○			だいこん類の葉の残留値の5倍にて緊急登録
チンゲンサイ	5	5	○			だいこん類の葉の残留値の5倍にて緊急登録
カリフラワー	0.4	0.4		0.5		
ブロッコリー	5	5	○	0.5		0.28(#), 1.94(#)/0.40, 2.30(S)
その他のあぶらな科野菜	5	5	○			だいこん類の葉の残留値の5倍にて緊急登録

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ごぼう	0.4	0.4	○	0.5		
サルシフィー	0.4	0.4	○	0.5		
アーティチョーク	2	2	○		2.5 アメリカ	【1.060-1.886(n=3)(米国)】
チコリ	3	3	○		4.0 アメリカ	【米国ビート葉参照】
エンダイブ	5	5	○			2.26(#), 2.21(#)
しゅんぎく	3	3	○		3.5 アメリカ	【米国ほうれんそう参照】
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	3	3	○	2	3.5 アメリカ	【<0.05-2.13(n=19)(米国レタス・外葉あり)】、【<0.05-0.72(n=19)(米国レタス・外葉なし)】、【<0.05-2.61(n=22)(米国リーフレタス)】
その他のきく科野菜	5	5	○	0.5		0.4, 2.6(\$)(すいぜんじな)
たまねぎ	0.07	0.07	○	0.1		
ねぎ(リーキを含む。)	0.7	0.7	○	0.05		0.04, 0.22(\$)(葉ねぎ)
にら	1	1	○			<0.4, <0.4
アスパラガス	0.7	0.7	○			0.14(#), 0.30(#)
わけぎ	2	2	○			0.7, 1.0
にんじん	0.4	0.4	○	0.5		
パースニップ	0.4	0.4	○	0.5		
パセリ	3	3	○		3.5 アメリカ	【米国ほうれんそう参照】
セロリ	4	4	○		6.0 アメリカ	【0.13-5.62(n=12)(米国セロリ)】
みつば	5	5	○			2.77, 2.50
その他のせり科野菜	4	4	○	0.5	6.0 アメリカ	【米国セロリ参照】
トマト	2	2	○	0.5		0.04, 0.12, 0.14/ 0.08/ 0.06/0.08/ 0.15(#)/ 0.12, 0.13/0.26, 0.13(トマト)、0.52(\$), 0.24(ミニトマト)
ピーマン	3	3	○	1		0.08, 0.01/ 1.20(\$), 0.60/ 0.8, 0.8
なす	2	2	○	0.2		<0.005, <0.005/0.121, 0.078/0.04, 0.12/0.61(\$), 0.32
その他のなす科野菜	5	5	○	1		1.6(\$), 1.2(ししとう), 1.2, 1.5(伏見甘長とうがらし)
きゅうり(ガーキンを含む。)	1	1	○	1		0.010, <0.005/0.18, 0.12/0.04, 0.04/ 0.08(#), 0.20/0.42(#)(\$), 0.16(#)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	1	1	○	1		(きゅうり参照)
しろうり	1	1	○			きゅうりの残留値の2倍にて緊急登録
すいか	0.5	0.5	○	0.2		<0.01(#), 0.04(#)/0.11(#)(\$), 0.02(#)
メロン類果実	0.4	0.4	○	0.2	0.5 アメリカ	
まくわうり	0.4	0.4	○	0.2	0.5 アメリカ	
その他のうり科野菜	1	1	○	0.5		0.47, 0.85/0.16, 0.42(\$)(にがうり)
ほうれんそう	15	15	○			0.03, 0.17/4.49, 8.68(\$) 【2.87, 4.82(米国)】
オクラ	0.7	0.7	○			0.18, 0.18/ 0.12, 0.21(\$)/ 0.16
しょうが	0.3	0.3	○		0.40 アメリカ	【米国ばれいしょ、ラディッシュ、にんじん参照】
未成熟えんどう	4	4	○	5		
未成熟いんげん	3	3	○	2	4.0 アメリカ	【<0.05-0.89(n=6)(米国)】
えだまめ	3	3	○		3.5 アメリカ	【米国大豆参照】
その他の野菜	5	5	○	5		1.70, 2.01(ふだんそう)

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際基準 ppm	外国基準値 ppm	
みかん	0.3	0.3	○	1		0.02, 0.06/ <0.01, <0.01
なつみかんの果実全体	0.7	0.7	○	1		0.15, 0.25/0.06
レモン	0.7	0.7	○	1		
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.7	0.7	○	1		
グレープフルーツ	0.7	0.7	○	1		
ライム	0.7	0.7	○	1		
その他のかんきつ類果実	0.7	0.7	○	1		0.26, 0.05(かぼす)
りんご	0.5	0.5	○	0.5		0.120, 0.029/ 0.20, 0.12
日本なし	0.7	0.7	○	1		
西洋なし	0.7	0.7	○	1		
マルメロ	0.5	0.5				
びわ	0.5	0.5	○			<0.02(有袋), 0.04(有袋), 0.18(\$)(有袋), 2.54(無袋), 0.19(無袋)
もも	0.5	0.5	○	0.5		0.195, 0.140/0.12(#), 0.11(#)/0.06, 0.07/0.16(#), 0.14(#)
ネクタリン	2	2	○	0.5	3.0 アメカ	【米国おうとう参照】
あんず(アプレコットを含む。)	2	2	○	0.5	3.0 アメカ	【米国おうとう参照】
すもも(プルーンを含む。)	2	2	○	0.2	3.0 アメカ	【米国おうとう参照】
うめ	0.3	0.3	○			0.07, 0.06
おうとう(チェリーを含む。)	2	2		0.5	3.0 アメカ	【0.929-2.544(n=4)(米国酸味おうとう)】 【0.243-0.630(n=8)(米国甘味おうとう)】
いちご	0.5	0.5	○			0.01(#), 0.03(#)/0.81(#), 0.18(#)
ラズベリー	4	4		5		
ブラックベリー	4	4		5		
ブルーベリー	4	4		5		
クランベリー	0.04	0.04		0.05		
ハuckleベリー	4	4		5		
その他のベリー類果実	4	4		5		
ぶどう	3	3	○	1		1.338(\$), 0.256/0.16, 0.28/0.26, 0.06, 0.76, 0.72/0.59, 0.74/0.08(#), 0.08(#)/0.06(#), 0.12(#)/0.78, 0.41
かき	1	1	○			0.35, 0.28
バナナ	0.04	0.04		0.05		<0.05, <0.05
キウイ	0.2	0.2	○			
パパイヤ	0.7	0.7			1.0 アメカ	【<0.19-0.59(n=3)(米国)】
アボカド	0.7	0.7			1.0 アメカ	【米国パパイヤ参照】
グアバ	0.7	0.7			1.0 アメカ	【0.126-0.400(n=4)(米国)】
マンゴー	1	1	○	0.2		0.49, 0.45
パッションフルーツ	0.7	0.7	○		1.0 アメカ	【米国グアバ参照】
その他の果実	4	4	○	5		
ひまわりの種子	0.04	0.04		0.05	0.05 アメカ	【<0.05(n=6)(米国)】
べにはなの種子	0.04	0.04			0.05 アメカ	【米国ひまわり、なたね参照】
綿実	4	4			6.0 アメカ	【0.17-2.51(n=19)(米国)】
なたね	0.04	0.04		0.05	0.05 アメカ	【<0.05(n=6)(米国)】
その他のオイルシード	0.04	0.04			0.05 アメカ	【米国ひまわり、なたね参照】
ぎんなん	0.05	0.05	○	0.01		0.01, 0.005
くり	0.05	0.05	○	0.01		<0.01, <0.01
ペカン	0.04	0.04		0.01	0.05 アメカ	【<0.01-<0.05(n=18)(米国)】
アーモンド	0.04	0.04		0.01	0.05 アメカ	【<0.01(n=5)(米国)】
くるみ	0.04	0.04		0.01	0.05 アメカ	【米国ペカン、アーモンド参照】
その他のナッツ類	0.04	0.04		0.01	0.05 アメカ	【米国ペカン、アーモンド参照】

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
茶	10	10	○			2.30,1.92,3.84,3.98(荒茶) 1.85,1.90,2.53,3.31(浸出液)
コーヒー豆	0.7	0.7		1		
カカオ豆	※0.05	0.05			0.05 EU	[0.011-0.044(n=4)(ドイツ)]
ホップ	7	7		10		
その他のスパイス	5	5				1.08,2.28/0.24,0.22(みかんの果皮)
その他のハーブ	15	15	○			7.8, 9.6(やなぎたで)
牛の筋肉	0.3	0.3		0.1	0.30 アメリカ	推:0.042
豚の筋肉	0.3	0.3		0.1	0.30 アメリカ	(牛の筋肉を参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.3	0.3		0.1	0.30 アメリカ	(牛の筋肉を参照)
牛の脂肪	0.3	0.3			0.30 アメリカ	推:0.025
豚の脂肪	0.3	0.3			0.30 アメリカ	(牛の脂肪を参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.3	0.3			0.30 アメリカ	(牛の脂肪を参照)
牛の肝臓	0.3	0.3		0.3	0.30 アメリカ	推:0.208
豚の肝臓	0.3	0.3		0.3	0.30 アメリカ	(牛の肝臓を参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.3	0.3		0.3	0.30 アメリカ	(牛の肝臓を参照)
牛の腎臓	0.3	0.3		0.3	0.30 アメリカ	推:0.125
豚の腎臓	0.3	0.3		0.3	0.30 アメリカ	(牛の腎臓を参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.3	0.3		0.3	0.30 アメリカ	(牛の腎臓を参照)
牛の食用部分	0.3	0.3		0.3	0.30 アメリカ	(牛の肝臓、牛の腎臓を参照)
豚の食用部分	0.3	0.3		0.3	0.30 アメリカ	(牛の肝臓、牛の腎臓を参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.3	0.3		0.3	0.30 アメリカ	(牛の肝臓、牛の腎臓を参照)
乳	0.1	0.1		0.1	0.1 アメリカ	推:0.053
鶏の筋肉	0.02	0.02		0.02		推:<0.02
その他の家さんの筋肉	0.02	0.02		0.02		(鶏の筋肉を参照)
鶏の脂肪	0.02	0.02				推:<0.02
その他の家さんの脂肪	0.02	0.02				(鶏の脂肪を参照)
鶏の肝臓	0.1	0.1		0.05		推:0.029
その他の家さんの肝臓	0.1	0.1		0.05		(鶏の肝臓を参照)
鶏の腎臓	0.1	0.1		0.05		(鶏の肝臓を参照)
その他の家さんの腎臓	0.1	0.1		0.05		(鶏の肝臓を参照)
鶏の食用部分	0.1	0.1		0.05		(鶏の肝臓、鶏の腎臓を参照)
その他の家さんの食用部分	0.1	0.1		0.05		(鶏の肝臓、鶏の腎臓を参照)
鶏の卵	0.02	0.02		0.02		推:<0.02
その他の家さんの卵	0.02	0.02		0.02		(鶏の卵を参照)
小麦粉(全粒粉を除く。)	0.02	0.02				
小麦粉ふすま	0.2	0.2				
とうがらし(乾燥させたもの)	7	7				

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$):ばらつきを考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

推:推定される残留量であることを示す

農産物のうち国際基準又は海外基準を参照した際は、規制対象の違いを考慮し、係数0.7を掛けた値を基準値案とした。

農産物にあつてはイミダクロプリドのみをいい、畜産物にあつてはイミダクロプリド及び6-クロロビリジル基を有する代謝物をイミダクロプリド含量に換算したものの和をいう。

※カカオ豆の基準値については、外皮を含まないものに適用するものとする。

イミダクロプリド

食品名	残留基準値 ppm
米(玄米をいう。)	1
小麦	0.05
大麦	0.05
ライ麦	0.05
とうもろこし	0.05
そば	0.05
その他の穀類 ^{注1)}	3
大豆	3
小豆類 ^{注2)}	3
えんどう	3
そら豆	3
らっかせい	0.7
その他の豆類 ^{注3)}	3
ばれいしょ	0.5
さといも類(やつがしらを含む。)	0.4
かんしょ	0.4
やまいも(長いもをいう。)	0.4
こんにやくいも	0.4
その他のいも類 ^{注4)}	0.4
てんさい	0.4
さとうきび	0.04
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.4
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	4
かぶ類の根	0.4
かぶ類の葉	3
西洋わさび	0.4
クレソン	3
はくさい	0.5
キャベツ	0.5
芽キャベツ	0.5
ケール	5
こまつな	5
きょうな	5
チンゲンサイ	5
カリフラワー	0.4
ブロッコリー	5
その他のあぶらな科野菜 ^{注5)}	5
ごぼう	0.4
サルシフィー	0.4
アーティチョーク	2
チコリ	3
エンダイブ	5
しゅんぎく	3
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	3
その他のきく科野菜 ^{注6)}	5
たまねぎ	0.07
ねぎ(リーキを含む。)	0.7
にら	1
アスパラガス	0.7
わけぎ	2
にんじん	0.4
パースニップ	0.4
パセリ	3
セロリ	4
みつば	5
その他のせり科野菜 ^{注7)}	4

※今回基準値を設定するイミダクロプリドとは、農産物にあってはイミダクロプリドのみをいい、畜産物にあってはイミダクロプリド及び6-クロロピリジル基を有する代謝物をイミダクロプリド含量に換算したものの和をいう。

注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルクビア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイ豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注3)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスバイス以外のものをいう。

注4)「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。

注5)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注6)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

注7)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スバイス及びハーブ以外のものをいう。

イミダクロプリド(つづき)

食品名	残留基準値
	ppm
トマト	2
ピーマン	3
なす	2
その他のなす科野菜 ^{注8)}	5
きゅうり(ガーキンを含む。)	1
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	1
しろうり	1
すいか	0.5
メロン類果実	0.4
まくわうり	0.4
その他のうり科野菜 ^{注9)}	1
ほうれんそう	15
オクラ	0.7
しょうが	0.3
未成熟えんどう	4
未成熟いんげん	3
えだまめ	3
その他の野菜 ^{注10)}	5
みかん	0.3
なつみかんの果実全体	0.7
レモン	0.7
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.7
グレープフルーツ	0.7
ライム	0.7
その他のかんきつ類果実 ^{注11)}	0.7
りんご	0.5
日本なし	0.7
西洋なし	0.7
マルメロ	0.5
びわ	0.5
もも	0.5
ネクタリン	2
あんず(アブリコットを含む。)	2
すもも(プルーンを含む。)	2
うめ	0.3
おうとう(チェリーを含む。)	2
いちご	0.5
ラズベリー	4
ブラックベリー	4
ブルーベリー	4
クランベリー	0.04
ハックルベリー	4
その他のベリー類果実 ^{注12)}	4
ぶどう	3
かき	1
バナナ	0.04
キウイ	0.2
パパイヤ	0.7
アボカド	0.7
グアバ	0.7
マンゴー	1
パッションフルーツ	0.7
その他の果実 ^{注13)}	4
ひまわりの種子	0.04
べにばなの種子	0.04
綿実	4
なたね	0.04
その他のオイルシード ^{注14)}	0.04

注8)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注9)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注10)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注11)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注12)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注13)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

イミダクロプリド(つづき)

食品名	残留基準値 ppm
ぎんなん	0.05
くり	0.05
ペカン	0.04
アーモンド	0.04
くるみ	0.04
その他のナッツ類 ^{注15)}	0.04
茶	10
コーヒー豆	0.7
カカオ豆(外皮を含まない。)	0.05
ホップ	7
その他のスパイス ^{注16)}	5
その他のハーブ ^{注17)}	15
牛の筋肉	0.3
豚の筋肉	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注18)} の筋肉	0.3
牛の脂肪	0.3
豚の脂肪	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.3
牛の肝臓	0.3
豚の肝臓	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.3
牛の腎臓	0.3
豚の腎臓	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.3
牛の食用部分	0.3
豚の食用部分	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 ^{注19)}	0.3
乳	0.1
鶏の筋肉	0.02
その他の家きん ^{注20)} の筋肉	0.02
鶏の脂肪	0.02
その他の家きんの脂肪	0.02
鶏の肝臓	0.1
その他の家きんの肝臓	0.1
鶏の腎臓	0.1
その他の家きんの腎臓	0.1
鶏の食用部分	0.1
その他の家きんの食用部分 ^{注21)}	0.1
鶏の卵	0.02
その他の家きんの卵	0.02
小麦粉(全粉粒を除く。)	0.02
小麦粉ふすま	0.2
とうがらし(乾燥させたもの)	7

注14)「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、ペにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。

注15)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注16)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注17)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注18)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注19)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注20)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

注21)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

クロマフェノジド (Chromafenozide)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/殺虫剤										
作用機構	アシルヒドラジン系の殺虫剤である。昆虫の脱皮を促進するエクダイソン様の作用を示し、鱗翅目昆虫の異常脱皮を促すことにより殺虫効果を現すと考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	もも/モモハモグリガ、おうとう/ハマキムシ類 等										
我が国の登録状況	もも、おうとう等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	JMPRIにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、EUにおいてりんごに基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>一日許容摂取量 (ADI) 0.27 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (イヌ・混餌)</p> <p>無毒性量 27.2 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：クロマフェノジドとする。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>4.3</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>7.7</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>3.7</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>4.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	4.3	幼小児 (1~6 歳)	7.7	妊婦	3.7	高齢者 (65 歳以上)	4.8
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	4.3										
幼小児 (1~6 歳)	7.7										
妊婦	3.7										
高齢者 (65 歳以上)	4.8										
意見聴取の状況	平成24年12月26日~平成25年1月24日パブリックコメントを実施 (在京大使館への説明及びWTO 通報は対象外)										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.2	0.2	○			0.042,0.02
とうもろこし	0.05	0.05	○			<0.01(#),0.01(#)
大豆	0.5	0.5	○			0.13(#),0.18(#)
さといも類(やつがしらを含む。)	0.2	0.05	○・申			0.0145,0.0337(\$)(みずいも)
かんしょ	0.05	0.05	○			<0.01(#),<0.01(#)
やまいも(長いもをいう。)	0.05		申			<0.01(#),<0.01(#)
てんさい	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.05	0.05	○			<0.01(#),<0.01(#)
だいこん類(ラディッシュを含む。)	3	3	○			0.24(#),1.26(#)(%)
はくさい	0.7	0.7	○			0.08(#),0.24(#)(%)
キャベツ	2	2	○			0.24(#),0.60(#)(%)
ケール	5	5	○			だいこん類の葉を参考(%)
こまつな	5	5	○			だいこん類の葉を参考(%)
きょうな	5	5	○			だいこん類の葉を参考(%)
チンゲンサイ	5	5	○			だいこん類の葉を参考(%)
ブロッコリー	2	2	○			0.96,0.46
その他のあぶらな科野菜	5	5	○			だいこん類の葉を参考(%)
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	2	2	○			0.64,0.45(レタス) 0.40,0.68(ツーフレタス)
ねぎ(リーキを含む。)	0.7	0.7	○			0.22,0.30(葉ねぎ)
わけぎ	1	1	○			0.38,0.42
パセリ	10		申			1.00,3.57(\$)
みつば	5		申			1.62,2.14
その他のせり科野菜	3		申			1.08(\$),0.89(せり)
トマト	0.5	0.5	○			0.20,0.16(トマト) 0.14,0.12(ミニトマト)
ピーマン	1	1	○			0.50,0.45
なす	0.5	0.5	○			0.10,0.20
その他のなす科野菜	1	1	○			0.33(#)(%),0.24(ししとう)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.3	0.3	○			0.08(#),0.10(#)
メロン類果実	0.05	0.05	○			<0.01(#),<0.01(#)
ほうれんそう	15		申			5.98,6.48
オクラ	0.7	0.7	○			0.24,0.20
しょうが	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
未成熟えんどう	0.3	0.3	○			<0.1,<0.1(実えんどう)
えだまめ	5	5	○			0.06,0.09(さやえんどう)
その他の野菜	0.05	0.05	○			1.57(#),2.90(#)
りんご	0.7	0.7	○			<0.01,<0.01(はすいも)
日本なし	1	1	○			0.179,0.202(\$)
西洋なし	1	1	○			0.49,0.19
						(日本なし参照)
もも	0.1	0.1	○			0.02(#),0.02(#)
うめ	3	3	○			0.46(#),1.20(#)(%)
おうとう(チェリーを含む。)	1	1	○			0.34,0.36
いちご	0.5	0.5	○			0.10,0.15
グアバ	0.5		申			0.029,0.133(\$)
茶	20	20	○			13.4,6.72(荒茶)
その他のスパイス	0.05	0.05				
その他のハーブ	15	5	○・申			6.40(\$),2.4(しそ)
魚介類	0.06	0.06				推:0.0594

○:既に、国内において農薬登録のあるもの
 申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの
 (#):使用方法を逸脱して実施された試験成績
 (\$):ばらつきを考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す
 推:推定される残留量であることを示す
 (%)で示したケール等の非結球あぶらな科野菜類は、平成14年の農薬取締法の改正に当たり緊急的に農薬登録されたものである。これらについては、だいこん類の葉の作物残留試験成績(3回、14日前)を参考に種差を考慮して、基準値を設定した。

クロマフェノジド

食品名	残留基準値
	ppm
米(玄米をいう。)	0.2
とうもろこし	0.05
大豆	0.5
さといも類(やつがしらを含む。)	0.2
かんしょ	0.05
やまいも(長いもをいう。)	0.05
てんさい	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。)	3
はくさい	0.7
キャベツ	2
ケール	5
こまつな	5
きょうな	5
チンゲンサイ	5
ブロッコリー	2
その他のあぶらな科野菜 ^{注1)}	5
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	2
ねぎ(リーキを含む。)	0.7
わけぎ	1
パセリ	10
みつば	5
その他のせり科野菜 ^{注2)}	3
トマト	0.5
ピーマン	1
なす	0.5
その他のなす科野菜 ^{注3)}	1
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.3
メロン類果実	0.05
ほうれんそう	15
オクラ	0.7
しょうが	0.05
未成熟えんどう	0.3
えだまめ	5
その他の野菜 ^{注4)}	0.05
りんご	0.7
日本なし	1
西洋なし	1
もも	0.1
うめ	3
おうとう(チェリーを含む。)	1
いちご	0.5
グアバ	0.5
茶	20
その他のスパイス ^{注5)}	0.05
その他のハーブ ^{注6)}	15
魚介類	0.06

注1)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注2)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注3)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注4)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのご類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注5)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注6)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

サフルフェナシル (Saflufenacil)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	インポートトレランス (IT) 制度に基づく基準設定の要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬／除草剤										
作用機構	スルホニルアミド系除草剤である。プロトポルフィリノーゲン IX オキシダーゼを阻害することにより除草効果を示すものと考えられている。										
適用作物／適用雑草等	とうもろこし／広葉雑草、大豆／枯凋剤 等										
我が国の登録状況	国内登録はされていない。										
諸外国の状況	2011 年に JMPR における毒性評価が行われ、ADI が設定されている。国際基準はとうもろこしに設定されている。米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国において米、畜産物等に、カナダにおいてアーモンド、畜産物等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>一日許容摂取量 (ADI) 0.009 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 18 か月間 18 か月間発がん性試験 (マウス・混餌)</p> <p>無毒性量 0.9 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p> <p>遺伝毒性試験: <i>in vitro</i> 試験 (+/-) <i>in vivo</i> 試験 (-)</p>										
基準値案	別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質: サフルフェナシルとする。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>16.0</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>33.0</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>15.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>15.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	16.0	幼小児 (1~6 歳)	33.0	妊婦	15.0	高齢者 (65 歳以上)	15.5
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	16.0										
幼小児 (1~6 歳)	33.0										
妊婦	15.0										
高齢者 (65 歳以上)	15.5										
意見聴取の状況	平成 24 年 12 月 26 日～平成 25 年 1 月 24 日パブリックコメントを実施 (在京大使館への説明及び WTO 通報は対象外)										
答申案	別紙 2 のとおり。										

食品名	基準値 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小麦	0.03	0.03		0.01	0.03; アメリカ	【<0.01(n)=25(米国)】
大麦	0.03	0.03		0.01	0.03; アメリカ	【<0.01(n)=6(米国)】
ライ麦	0.03	0.03		0.01	0.03; アメリカ	【米国小麦、とうもろこし、ソルガム参照】
とうもろこし	0.03	0.03		0.01	0.03; アメリカ	【<0.01(n)=7(米国)】
そば	0.03	0.03		0.01	0.03; アメリカ	【米国小麦、とうもろこし、ソルガム参照】
その他の穀類	0.03	0.03		0.01	0.03; アメリカ	【<0.01(n)=9(ソルガム)(米国)】
大豆	0.3	0.1		0.3		
小豆類	0.3	0.3		0.3	0.3; アメリカ	【米国えんどう、そら豆参照】
えんどう	0.3	0.3		0.05	0.3; アメリカ	【<0.01-0.05(n)=9(米国)】
そら豆	0.3	0.3		0.3	0.3; アメリカ	【<0.01-0.23(n)=10(米国)】
その他の豆類	0.3	0.3		0.3	0.3; アメリカ	【<0.01(n)=11(ひよこ豆)(米国)】
未成熟えんどう	0.03	0.03		0.01	0.03; アメリカ	【<0.01(n)=9(米国)】
未成熟いんげん	0.03	0.03		0.01	0.03; アメリカ	【米国未成熟えんどう、えだまめ参照】
えだまめ	0.03	0.03		0.01	0.03; アメリカ	【<0.01(n)=30(米国)】
その他の野菜	0.01			0.01		
なつみかんの果実全体	0.03	0.03		0.01	0.03; アメリカ	【米国レモン、オレンジ、グレープフルーツ参照】
レモン	0.03	0.03		0.01	0.03; アメリカ	【<0.01(n)=5(米国)】
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.03	0.03		0.01	0.03; アメリカ	【<0.01(n)=6(米国)】
グレープフルーツ	0.03	0.03		0.01	0.03; アメリカ	【<0.01(n)=6(米国)】
ライム	0.03	0.03		0.01	0.03; アメリカ	【米国レモン、オレンジ、グレープフルーツ参照】
その他のかんきつ類果実	0.03	0.03		0.01	0.03; アメリカ	【米国レモン、オレンジ、グレープフルーツ参照】
りんご	0.03	0.03		0.01	0.03; アメリカ	【<0.01(n)=15(米国)】
日本なし	0.03	0.03		0.01	0.03; アメリカ	【米国西洋なし参照】
西洋なし	0.03	0.03		0.01	0.03; アメリカ	【<0.01(n)=10(米国)】
マルメロ	0.03	0.03		0.01	0.03; アメリカ	【米国りんご、西洋なし参照】
ネクタリン	0.03	0.03		0.01	0.03; アメリカ	【米国プラム、おうとう参照】
あんず(アブリコットを含む。)	0.03	0.03		0.01	0.03; アメリカ	【米国プラム、おうとう参照】
すもも(プルーンを含む。)	0.03	0.03		0.01	0.03; アメリカ	【<0.01(n)=10(プラム)(米国)】
うめ	0.01			0.01		
おうとう(チェリーを含む。)	0.03	0.03		0.01	0.03; アメリカ	【<0.01(n)=6(米国)】
ぶどう	0.03	0.03		0.01	0.03; アメリカ	【<0.03 (n)=10(米国)】
バナナ	0.03	0.03		0.01	0.03; アメリカ	【<0.002-<0.01(n)=2, <0.002(n)=2), <0.01(n)=10(ブラジル)】
マンゴー	0.03	0.03		0.01	0.03; アメリカ	【<0.002(n)=2(ブラジル)】
その他の果実	0.01			0.01		
ひまわりの種子	1	1		0.7	1.0; アメリカ	【0.0399(n)-0.867(n)=8(米国)】
ごまの種子	0.5		IT	0.45	1.0; アメリカ	【米国なたね参照】
べにばなの種子	1		IT	1.0	1.0; アメリカ	【米国ひまわり参照】
綿実	0.2	0.2		0.2	0.2; アメリカ	【<0.01(n)=6(n)=12(米国)】
なたね	0.6			0.6		【<0.01-0.482(n)=19(米国)】
その他のオイルシード	1		IT	1.0	1.0; アメリカ	【米国ひまわり参照】
ぎんなん	0.01			0.01		
くり	0.03	0.03		0.01	0.03; アメリカ	【米国アーモンド、ヘカ参照】
ペカン	0.03	0.03		0.01	0.03; アメリカ	【<0.01(n)=5(米国)】
アーモンド	0.03	0.03		0.01	0.03; アメリカ	【<0.01(n)=5(米国)】
くるみ	0.03	0.03		0.01	0.03; アメリカ	【米国アーモンド、ヘカ参照】
その他のナッツ類	0.03	0.03		0.01	0.03; アメリカ	【米国アーモンド、ヘカ参照】
コーヒー豆	0.03	0.03		0.01	0.03; アメリカ	【<0.003-<0.01(n)=3, <0.01(n)=5(ブラジル)】
牛の筋肉	0.01	0.01		0.01	0.01; アメリカ	推:0.01
豚の筋肉	0.01	0.01		0.01	0.01; アメリカ	【牛の筋肉参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01		0.01	0.01; アメリカ	【牛の筋肉参照】
牛の脂肪	0.01	0.01		0.01	0.01; アメリカ	推:0.01
豚の脂肪	0.01	0.01		0.01	0.01; アメリカ	【牛の脂肪参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	0.01		0.01	0.01; アメリカ	【牛の脂肪参照】
牛の肝臓	0.8	0.8		0.3	2.5; アメリカ	推:0.44
豚の肝臓	0.8	0.8		0.3	0.80; アメリカ	【牛の肝臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.8	0.8		0.3	2.5; アメリカ	【牛の肝臓参照】
牛の腎臓	0.3	0.02		0.3		推:0.013
豚の腎臓	0.3	0.02		0.3		【牛の腎臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.3	0.02		0.3		【牛の腎臓参照】
牛の食用部分	0.3	0.02		0.3		【牛の腎臓参照】
豚の食用部分	0.3	0.02		0.3		【牛の腎臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.3	0.02		0.3		【牛の腎臓参照】
乳	0.01	0.01		0.01	0.01; アメリカ	推:0.01

太枠:国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの
 IT:海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの
 (n):使用方法を逸脱して実施された試験成績
 推:推定される残留量であることを示す

サフルフェナシル

食品名	残留基準値
	ppm
小麦	0.03
大麦	0.03
ライ麦	0.03
とうもろこし	0.03
そば	0.03
その他の穀類 ^(注1)	0.03
大豆	0.3
小豆類 ^(注2)	0.3
えんどう	0.3
そら豆	0.3
その他の豆類 ^(注3)	0.3
未成熟えんどう	0.03
未成熟いんげん	0.03
えだまめ	0.03
その他の野菜 ^(注4)	0.01
なつみかんの果実全体	0.03
レモン	0.03
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.03
グレープフルーツ	0.03
ライム	0.03
その他のかんきつ類果実 ^(注5)	0.03
りんご	0.03
日本なし	0.03
西洋なし	0.03
マルメロ	0.03
ネクタリン	0.03
あんず(アブリコットを含む。)	0.03
すもも(プルーンを含む。)	0.03
うめ	0.01
おうとう(チェリーを含む。)	0.03
ぶどう	0.03
バナナ	0.03
マンゴー	0.03
その他の果実 ^(注6)	0.01
ひまわりの種子	1
ごまの種子	0.5
べにばなの種子	1
綿実	0.2
なたね	0.6
その他のオイルシード ^(注7)	1
ぎんなん	0.01
くり	0.03
ペカン	0.03
アーモンド	0.03
くるみ	0.03
その他のナッツ類 ^(注8)	0.03
コーヒー豆	0.03
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^(注9) の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.01
豚の脂肪	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01
牛の肝臓	0.8
豚の肝臓	0.8
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.8
牛の腎臓	0.3
豚の腎臓	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.3
牛の食用部分 ^(注10)	0.3
豚の食用部分	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.3
乳	0.01

注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注3)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注4)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注5)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注6)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注7)「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。

注8)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注9)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注10)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

シアゾファミド (Gyazofamid)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/殺菌剤										
作用機構	シアノイミダゾール系化合物の殺菌剤である。ミトコンドリア内膜電子伝達系複合体ⅢのQ _i サイトを阻害することにより殺菌作用を示すと考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	ぶどう/べと病、小麦/褐色雪腐病 等										
我が国の登録状況	ぶどう、小麦等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてばれいしょ、おくら等に、カナダにおいてぶどう、トマト等に、EUにおいてぶどう、トマト等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>一日許容摂取量 (ADI) 0.17 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌)</p> <p>無毒性量 17.1 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：シアゾファミドとする。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>12.9</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>23.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>9.7</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>14.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	12.9	幼小児 (1~6 歳)	23.3	妊婦	9.7	高齢者 (65 歳以上)	14.0
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	12.9										
幼小児 (1~6 歳)	23.3										
妊婦	9.7										
高齢者 (65 歳以上)	14.0										
意見聴取の状況	平成 25 年 2 月 20 日~3 月 31 日パブリックコメントを実施 (在京大使館への説明及び WTO 通報は対象外)										
答申案	別紙 2 のとおり。										

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小麦	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01
大豆	0.3	0.3	○			0.06(\$), 0.04
小豆類	0.1	0.1	○			0.02, 0.02
ばれいしょ	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01
こんにゃくいも	0.2		申			0.03(\$), 0.02
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.3	0.05	○・申			0.04, 0.09(はつかだいこん) 17.6(\$), 3.9(はつかだい こん)
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	25	10	○・申			
かぶ類の根	0.3	0.3	○			0.08, 0.06
かぶ類の葉	20	20	○			14.6, 9.72
はくさい	2	2	○			0.10, 0.72(\$)
キャベツ	0.7	0.7	○			0.28(#), 0.16(#)
ケール	15	15	○			(こまつな参照)
こまつな	15	15	○			9.10(\$), 3.76
きょうな	10	10	○			1.85, 4.94
チンゲンサイ	3	3	○			1.02(\$), 0.76
ブロッコリー	1	1	○			0.24, 0.40
その他のあぶらな科野菜	20	15	○・申			5.1, 12.5(\$)(はたけな)
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	10	10	○			5.17, 2.44(サラダ菜)
たまねぎ	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01
ねぎ(リーキを含む。)	2	2	○			0.36, 0.88
わけぎ	5	5	○			0.75, 1.64(\$)
その他のゆり科野菜	3	3	○			1.28, 0.88(葉たまねぎ)
にんじん	0.09	0.09	○	0.09	アメリカ	【<0.01-0.045(n=18)(米 国)】
みつば	10	10	○			2.04, 3.46(\$)
トマト	2	2	○			1.00, 0.72(ミニトマト)
ピーマン	1	1	○			0.33(\$), 0.22
なす	0.5	0.5	○			0.11, 0.10
その他のなす科野菜	2	2	○			0.68(\$), 0.24(とうがらし)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.7	0.7	○			0.08, 0.23(\$) 0.06, 0.17
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.5	0.5	○	0.10	アメリカ	【<0.01-0.05(n=4) (米国べいばかぼちゃ)】
しろりり	0.1	0.1	○	0.10	アメリカ	【米国べいばかぼちゃ参照】
すいか	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01
メロン類果実	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01
まくわうり	0.1	0.1	○			【米国べいばかぼちゃ参照】
その他のうり科野菜	0.1	0.1	○			0.02, 0.02(とうがらん)
ほうれんそう	25	25	○			16.2(\$), 7.17
しょうが	3	3	○			1.38, 0.99(葉しょうが)
えだまめ	5	5	○			2.34(\$), 0.40
その他の野菜	10	10	○			4.4, 3.8(おかひじき)
みかん	0.7	0.7	○			0.25(\$), 0.05
なつみかんの果実全体	2	2	○			0.54(#), 0.47
レモン	5	5	○			2.03(\$); 0.33
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	5	5	○			(レモン参照)
グレープフルーツ	5	5	○			(レモン参照)
ライム	5	5	○			(レモン参照)
その他のかんきつ類果実	5	5	○			
もも	0.3		申			0.01(#), 0.08(\$)
ネクタリン	1		申			0.18(#), 0.32(\$)
いちご	0.7	0.7	○			0.29(\$), <0.01
ぶどう	10	10	○			6.36, 1.90(小粒種)
パパイヤ	0.5	0.5	○	0.5	台湾	【0.10(#)(台湾)】
その他の果実	1	1	○			0.18, 0.40(\$)(いちじく)
その他のスパイス	10	10	○			3.38(\$), 1.51(みかんの果 皮) 6.29(\$), 3.06 (畑わさびの茎葉)/ 3.58, 9.96 (畑わさびの花、花茎及び 葉)
その他のハーブ	15	15	○			

○:既に、国内において農薬登録のあるもの
 申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの
 (#):使用方法を逸脱して実施された試験成績
 (\$):ばらつきを考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す
 「基準値現行」欄には、平成24年12月21日に開催された薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において決議された内容を示した。

シアンゲン

食品名	残留基準値
	ppm
小麦	0.05
大豆	0.3
小豆類 ^{注1)}	0.1
ばれいしょ	0.05
こんにゃくも	0.2
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.3
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	25
かぶ類の根	0.3
かぶ類の葉	20
はくさい	2
キャベツ	0.7
ケール	15
こまつな	15
きょうな	10
チンゲンサイ	3
ブロッコリー	1
その他のあぶらな科野菜 ^{注2)}	20
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	10
たまねぎ	0.05
ねぎ(リーキを含む。)	2
わけぎ	5
その他のゆり科野菜 ^{注3)}	3
にんじん	0.09
みつば	10
トマト	2
ピーマン	1
なす	0.5
その他のなす科野菜 ^{注4)}	2
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.7
かぼちゃ(ズカッシュを含む。)	0.5
しろうり	0.1
すいか	0.05
メロン類果実	0.05
まくわうり	0.1
その他のうり科野菜 ^{注5)}	0.1
ほうれんそう	25
しょうが	3
えだまめ	5
その他の野菜 ^{注6)}	10
みかん	0.7
なつみかんの果実全体	2
レモン	5
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	5
グレープフルーツ	5
ライム	5
その他のかんきつ類果実 ^{注7)}	5
もも	0.3
ネクタリン	1
いちご	0.7
ぶどう	10
パパイヤ	0.5
その他の果実 ^{注8)}	1
その他のスパイス ^{注9)}	10
その他のハーブ ^{注10)}	15

注1) いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注2) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注3) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注4) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注5) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注6) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこと類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注7) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注8) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注9) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注10) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

スピロメシフェン (Spiromesifen)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請及びインポートトレランス (IT) 制度に基づく基準設定の要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/殺虫剤										
作用機構	環状ケトエノール系の殺虫剤である。作用機構は、脂質生合成に関与するアセチル CoA カルボキシラーゼを阻害することにより殺幼虫、殺卵活性等を示すものと考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	茶/カンザワハダニ、おうとう/ハダニ類 等										
我が国の登録状況	茶、おうとう等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドにおいて調査した結果、米国において小麦、大麦等に、カナダにおいてブロッコリー、キャベツ等に、EU においていちご、なす等に、ニュージーランドにおいてトマト、きゅうり等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>一日許容摂取量 (ADI) 0.022 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 2 世代 繁殖試験 (ラット・混餌)</p> <p>無毒性量 2.2 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p>										
基準値案	<p>別紙1のとおり。</p> <p>残留の規制対象物質：農産物及び魚介類にあってはスピロメシフェン及び代謝物M1【4-ヒドロキシ-3-メシチル-1-オキサスピロ[4.4]ノナ-3-エン-2-オン】をとし、畜産物にあってはスピロメシフェン、代謝物M1、代謝物M2【4-ヒドロキシ-3-(4-ヒドロキシメチル-2,6-ジメチル-フェニル)-1-オキサスピロ[4.4]ノナ-3-エン-2-オン】及び代謝物M2の抱合体とする。</p>										
暴露評価	<p>EDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>37.3</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>78.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>29.5</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>39.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI：推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p>		EDI/ADI 比 (%)	国民平均	37.3	幼小児 (1~6 歳)	78.1	妊婦	29.5	高齢者 (65 歳以上)	39.0
	EDI/ADI 比 (%)										
国民平均	37.3										
幼小児 (1~6 歳)	78.1										
妊婦	29.5										
高齢者 (65 歳以上)	39.0										
意見聴取の状況	平成 24 年 12 月 26 日~平成 25 年 1 月 24 日パブリックコメントを実施 (在京大使館への説明及び WTO 通報は対象外)										
答申案	別紙 2 のとおり。										

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小麦	0.01	0.01			0.03; アメリカ	【詳細は別紙1-3参照】
大麦	0.01	0.01			0.03; アメリカ	【詳細は別紙1-3参照】
とうもろこし	0.02	0.02			0.02; アメリカ	【<0.01(n=18)(米国)】
その他の穀類	0.01	0.01			0.03; アメリカ	【米国小麦、大麦参照】
小豆類	0.02		IT		0.02; アメリカ	【<0.02(n=10)(米国)】
えんどう	0.2		IT		0.2; アメリカ	【<0.037,<0.037,0.055, 0.074,0.101,0.111(米国)】
そら豆	0.02		IT		0.02; アメリカ	【米国小豆類参照】
その他の豆類	0.2		IT		0.2; アメリカ	【米国えんどう参照】
ばれいしよ	0.02	0.02			0.02; アメリカ	【<0.01(n=14)(米国)】
さといも類(やつがしらを含む。)	0.02	0.02			0.02; アメリカ	【米国ばれいしよ参照】
かんしよ	0.02	0.02			0.02; アメリカ	【米国ばれいしよ参照】
やまいも(長いもをいう。)	0.02	0.02			0.02; アメリカ	【米国ばれいしよ参照】
その他のいも類	0.02	0.02			0.02; アメリカ	【米国ばれいしよ参照】
てんさい	0.01	0.01			0.03; アメリカ	【詳細は別紙1-3参照】
クレソン	12	12			12; アメリカ	【米国レタス、ほうれんそう参 照】
キャベツ	2	2			2; アメリカ	【0.017-1.91(n=6)(米国)】
芽キャベツ	2	2			2; アメリカ	【米国ブロッコリー、キャベツ 参照】
ケール	12	12			12; アメリカ	【米国からしな参照】
きょうな	12	12			12; アメリカ	【米国からしな参照】
チンゲンサイ	12	12			12; アメリカ	【米国からしな参照】
カリフラワー	2	2			2; アメリカ	【米国ブロッコリー、キャベツ 参照】
ブロッコリー	2	2			2; アメリカ	【0.017-0.713(n=6)(米国)】
その他のあぶらな科野菜	12	12			12; アメリカ	【0.69-10.03(n=5) (からしな)(米国)】
チコリ	12	12			12; アメリカ	【米国レタス、ほうれんそう参 照】
エンダイブ	12	12			12; アメリカ	【米国レタス、ほうれんそう参 照】
しゅんぎく	12	12			12; アメリカ	【米国レタス、ほうれんそう参 照】
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	12	12			12; アメリカ	【0.161-4.65(head lettuce) 0.533-9.99(leaf lettuce)(米 国)】
その他のきく科野菜	12	12			12; アメリカ	【米国レタス、ほうれんそう参 照】
たまねぎ	0.09		IT		0.09; アメリカ	【<0.004-0.0496(n=6)(米国)】
ねぎ(リーキを含む。)	0.09		IT		0.09; アメリカ	【<0.004-0.0433(n=3)(米国)】
にんにく	0.09		IT		0.09; アメリカ	【米国たまねぎ、ねぎ参照】
にら	0.09		IT		0.09; アメリカ	【米国たまねぎ、ねぎ参照】
わけぎ	0.09		IT		0.09; アメリカ	【米国たまねぎ、ねぎ参照】
その他のゆり科野菜	0.09		IT		0.09; アメリカ	【米国たまねぎ、ねぎ参照】
パセリ	12	12			12; アメリカ	【米国レタス、ほうれんそう参 照】
セロリ	6		IT		6; アメリカ	【0.0231-4.24(n=8)(米国)】
その他のせり科野菜	12	12			12; アメリカ	【米国レタス、ほうれんそう参 照】
トマト	3	3	○			1.09(\$),0.82(ミニトマト)
ピーマン	3	3	○			1.38,0.77
なす	2	2	○			1.00(#),0.66(#)
その他のなす科野菜	5	0.5	申			2.67,2.92(ししとう)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.1	0.1			0.1; アメリカ	【0.017-0.034(n=6)(米国)】
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.1	0.1			0.1; アメリカ	【<0.01,0.02(3),0.05(米国)】
しろうり	0.1	0.1			0.1; アメリカ	【米国きゅうり、カンタローブ 参照】
すいか	0.3	0.3	○			0.06(\$),0.03
メロン類果実	0.1	0.1				【0.016-0.072(n=6)(カンタ ローブ)(米国)】
まくわうり	0.1	0.1				
その他のうり科野菜	0.1	0.1			0.1; アメリカ	【米国きゅうり、カンタローブ 参照】

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ほうれんそう しょうが	12 0.02	12 0.02			12 アメカ 0.02 アメカ	【0.307-8.65(n=6)(米国)】 【米国ほれいしょ参照】 【0.041, 0.045, 0.069, 0.07, 0.086, 0.146, 0.232, 0.637(EU)】
未成熟いんげん	1		IT		1 EU	
その他の野菜	12	12			12 アメカ	【米国レダス、ほうれんそう参 照】
りんご	2	2	○			0.86, 0.37
日本なし	2	2	○			0.56, 0.34
西洋なし	2	2	○			(日本なし参照)
もも	0.2	0.2	○			<0.03, <0.03
ネクタリン	1	1	○			0.50, 0.44
あんず(アブリコットを含む。)	5	5	○			(ウメ参照)
すもも(ブルーンを含む。)	0.7	0.7	○			0.24(\$), 0.09
うめ	5	5	○			2.14(\$), 0.86
おうとう(チェリーを含む。)	5	5	○			2.63, 2.66
いちご	2	2			2 アメカ	【0.26-1.59(n=8)(米国)】
ブルーベリー	2		IT		2 アメカ	【米国イチゴ参照】
クランベリー	2		IT		2 アメカ	【米国イチゴ参照】
その他のベリー類果実	2		IT		2 アメカ	【米国イチゴ参照】
ぶどう	10	10				1.15(大粒), 4.18(小粒)
その他の果実	0.5	0.5				
綿実	0.5	0.5			0.5 アメカ	【<0.008-0.459(n=12)(米国)】
茶	30	30	○			7.36, 3.02(浸出液)
その他のスパイス	10	10				
その他のハーブ	45	10	IT		45 アメカ	【3.26-19.0(n=5) (ミント)(米国)】
牛の筋肉	0.02	0.02			0.02 アメカ	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02	0.02			0.02 アメカ	
牛の脂肪	0.1	0.1			0.10 アメカ	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1	0.1			0.10 アメカ	
牛の肝臓	0.2	0.2			0.20 アメカ	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2	0.2			0.20 アメカ	
牛の腎臓	0.2	0.2			0.20 アメカ	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2	0.2			0.20 アメカ	
牛の食用部分	0.2	0.2			0.20 アメカ	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2	0.2			0.20 アメカ	
乳	0.01	0.01			0.01 アメカ	
魚介類	0.06	0.06				推:0.052

○:既に、国内において農薬登録のあるもの
 申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの
 IT:海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの
 (#):使用方法を逸脱して実施された試験成績
 (\$):ばらつきを考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す
 推:推定される残留量であることを示す

スピロメシフェン

食品名	残留基準値
	ppm
小麦	0.01
大麦	0.01
とうもろこし	0.02
その他の穀類 ^{注1)}	0.01
小豆類 ^{注2)}	0.02
えんどう	0.2
そら豆	0.02
その他の豆類 ^{注3)}	0.2
ばれいしょ	0.02
さといも類(やつがしらを含む。)	0.02
かんしょ	0.02
やまいも(長いもをいう。)	0.02
その他のいも類 ^{注4)}	0.02
てんさい	0.01
クレソン	12
キャベツ	2
芽キャベツ	2
ケール	12
きょうな	12
チンゲンサイ	12
カリフラワー	2
ブロッコリー	2
その他のあぶらな科野菜 ^{注5)}	12
チコリ	12
エンダイブ	12
しゅんぎく	12
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	12
その他のきく科野菜 ^{注6)}	12
たまねぎ	0.09
ねぎ(リーキを含む。)	0.09
にんにく	0.09
にら	0.09
わけぎ	0.09
その他のゆり科野菜 ^{注7)}	0.09
パセリ	12
セロリ	6
その他のせり科野菜 ^{注8)}	12
トマト	3
ピーマン	3
なす	2
その他のなす科野菜 ^{注9)}	5
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.1
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.1
しろり	0.1
すいか	0.3
メロン類果実	0.1
まくわり	0.1
その他のうり科野菜 ^{注10)}	0.1
ほうれんそう	12
しょうが	0.02
未成熟いんげん	1
その他の野菜 ^{注11)}	12
りんご	2
日本なし	2
西洋なし	2

※今回基準値を設定するスピロメシフェンとは、農産物及び魚介類にあつてはスピロメシフェン及び代謝物M1【4-ヒドロキシ-3-メチル-1-オキサスピロ[4.4]ノナ-3-エン-2-オン】をスピロメシフェンに換算したものの和をいい、畜産物にあつてはスピロメシフェン、代謝物M1をスピロメシフェンに換算したもの、代謝物M2【4-ヒドロキシ-3-(4-ヒドロキシメチル-2,6-ジメチルフェニル)-1-オキサスピロ[4.4]ノナ-3-エン-2-オン】をスピロメシフェンに換算したものと及び代謝物M2の抱合体をスピロメシフェンに換算したものの和をいう。

注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタビア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注3)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注4)「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにゃくも以外のものをいう。

注5)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注6)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

注7)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注8)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注9)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注10)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろり、すいか、メロン類果実及びまくわり以外のものをいう。

注11)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

スピロメシフェン

食品名	残留基準値
	ppm
もも	0.2
ネクタリン	1
あんず(アクリコトを含む。)	5
すもも(プルーンを含む。)	0.7
うめ	5
おうとう(チェリーを含む。)	5
いちご	2
ブルーベリー	2
クランベリー	2
その他のベリー類果実 ^{注12)}	2
ぶどう	10
その他の果実 ^{注13)}	0.5
綿実	0.5
茶	30
その他のスパイス ^{注14)}	10
その他のハーブ ^{注15)}	45
牛の筋肉	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注16)} の筋肉	0.02
牛の脂肪	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1
牛の肝臓	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2
牛の腎臓	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2
牛の食用部分 ^{注17)}	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2
乳	0.01
魚介類	0.06

注12)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注13)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

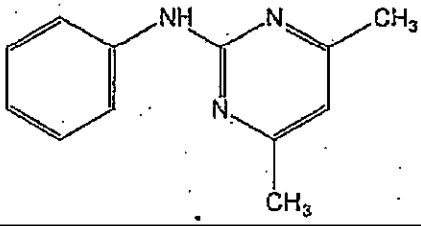
注14)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注15)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレンソ、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注16)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注17)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

ピリメタニル (Pyrimethanil)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	インポートトレランス (IT) 制度に基づく基準設定の要請があり、あわせてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬/殺菌剤										
作用機構	アニリノピリミジン系殺菌剤である。糸状菌のメチオニン生合成を阻害して直接死滅させるとともに、植物細胞壁を加水分解する酵素の菌体外への分泌を阻害することにより植物への感染を防ぐと考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	高麗人参/斑点病 等										
我が国の登録状況	農薬登録はされていない。										
諸外国の状況	2007年にJMPRにおける毒性評価が行われ、ADIが設定されている。国際基準はバナナ、にんじん等に設定されている。米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてアーモンド、バナナ等に、カナダにおいてアーモンド、りんご等に、EUにおいてアーモンド、ぶどう等に、オーストラリアにおいてバナナ、ぶどう等に、ニュージーランドにおいてぶどうに基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>一日許容摂取量 (ADI) 0.17 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌)</p> <p>無毒性量 17 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p>										
基準値案	<p>別紙1のとおり。</p> <p>残留の規制対象物質：農産物にあつてはピリメタニルとし、畜産物の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び食用部分にあつてはピリメタニル及び代謝物B【2-(4-ヒドロキシアニリノ)-4,6-ジメチルピリミジン】とし、乳にあつてはピリメタニル及び代謝物C【2-アニリノ-4,6-ジメチルピリミジン-5-オール】とする。</p>										
暴露評価	<p>TMDI/ADI比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="539 1691 1388 1921"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>9.7</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>27.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>8.2</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>9.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI比 (%)	国民平均	9.7	幼小児 (1~6歳)	27.4	妊婦	8.2	高齢者 (65歳以上)	9.5
	TMDI/ADI比 (%)										
国民平均	9.7										
幼小児 (1~6歳)	27.4										
妊婦	8.2										
高齢者 (65歳以上)	9.5										
意見聴取の状況	平成24年10月16日に在京大使館への説明を実施 今後、WTO通報、パブリックコメントを実施予定										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小豆類 えんどう	1 0.5	1 0.3		0.5		
ばれいしょ さといも類(やつがしらを含む。)	0.05	0.05		0.05		【<0.05(#)(n=16)(米国)】
かんしょ	0.05	0.05			アメリカ	【米国のばれいしょ参照】
やまいも(長いもをいう。)	0.05	0.05			アメリカ	【米国のばれいしょ参照】
その他のいも類	0.05	0.05			アメリカ	【米国のばれいしょ参照】
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	3	2		3		
たまねぎ ねぎ(リーキを含む。)	0.2 3	0.1 2		0.2 3		
にんじん	1			1		
トマト	2	2		0.7		
なす	1	1				
その他のなす科野菜	2	2				
きゅうり(ガーキンを含む。)	2	2				
その他のうり科野菜		0.05				
しょうが 未成熟えんどう 未成熟いんげん	0.05 0.3 3	0.05 0.3 1			アメリカ	【米国のばれいしょ参照】
その他の野菜	0.3	0.05	IT		韓国	【0.014-0.041(#)(n=4) (高麗人参)(韓国)】
みかん なつみかんの果実全体 レモン オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.5 10 10 10	0.5 10 15 15				添加物としての使用基準に基づき設定 添加物としての使用基準に基づき設定 添加物としての使用基準に基づき設定
グレープフルーツ ライム その他のかんきつ類果実	10 10 10	15 15 15				添加物としての使用基準に基づき設定 添加物としての使用基準に基づき設定
りんご 日本なし 西洋なし マルメロ びわ	14 1 14 14 0.05	5 1 1 0.05 0.05				添加物としての使用基準に基づき設定 添加物としての使用基準に基づき設定 添加物としての使用基準に基づき設定
もも※1 ネクタリン あんず(アプレコットを含む。)	10 4 10	3 5 10		4		添加物としての使用基準に基づき設定 添加物としての使用基準に基づき設定
すもも(プルーンを含む。)	10	10				添加物としての使用基準に基づき設定
うめ おうとう(チェリーを含む。)	10 10	10 10				添加物としての使用基準に基づき設定
いちご ラズベリー ブラックベリー ブルーベリー クランベリー バックルベリー その他のベリー類果実	10 10 10 5 5 5 5	10 10 10 10 10 10 10		3	EU EU EU EU EU EU	【2.2-7.1(n=4)(EU)】 【2.2-7.1(n=4)(EU)】 【EUのスグリ参照】 【EUのスグリ参照】 【EUのスグリ参照】 【1.3-2.9(n=8)(スグリ)(EU)】
ぶどう かき	10 2	10 5		4 2	韓国	【0.53(韓国)】

食品名	基準値 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
バナナ パパイヤ アボカド パイナップル グアバ マンゴー パッションフルーツ なつめやし	0.1	0.1		0.1		
その他の果実	0.5	10		0.5	韓国	【<0.02,0.10(※) (なつめ)(韓国)】
アーモンド その他のナッツ類	0.2 0.2	0.2 0.2		0.2 0.2	アメリカ アメリカ	【<0.05-0.10(n=6)(米国)】 【米国のアーモンド参照】
その他のスパイス(根又は根茎に限る。)※2 その他のハーブ	0.05	15 0.05			アメリカ	【米国のばいりしよ参照】
牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05 0.05 0.05	0.03 0.05 0.03		0.05 0.05 0.05		推:0.0035 【牛の筋肉参照】 【牛の筋肉参照】
牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05 0.05 0.05	0.01 0.05 0.01		0.05 0.05 0.05		推:0.0018 【牛の脂肪参照】 【牛の脂肪参照】
牛の肝臓 豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1 0.1 0.1	0.03 0.05 0.03		0.1 0.1 0.1		推:0.0035 【牛の脂肪参照】 【牛の脂肪参照】
牛の腎臓 豚の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1 0.1 0.1	0.04 0.05 0.04		0.1 0.1 0.1		推:0.09 【牛の腎臓参照】 【牛の腎臓参照】
牛の食用部分 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1 0.1 0.1	0.03 0.05 0.03		0.1 0.1 0.1		【牛の腎臓参照】 【牛の腎臓参照】 【牛の腎臓参照】
乳	0.01	0.02		0.01		推:0.011

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

本基準(暫定基準以外の基準)を見直す基準値案については、太枠線で囲んで示した。

(※)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

※1 ももの基準値については、種子を除いた果実全体に適用するものとする。

※2「その他のスパイス(根又は根茎に限る。)」とは、アサフェチダ、ウコン、ガジュツ、ガランガル、カンボウの根及び根茎をいう。

ピリメタニル

食品名	残留基準値
	ppm
小豆類 ^{注1)}	1
えんどう	0.5
ばれいしょ	0.05
さといも類(やつがしらを含む。)	0.05
かんしょ	0.05
やまいも(長いもをいう。)	0.05
その他のいも類 ^{注2)}	0.05
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	3
たまねぎ	0.2
ねぎ(リーキを含む。)	3
にんじん	1
トマト	2
なす	1
その他のなす科野菜 ^{注3)}	2
きゅうり(ガーキンを含む。)	2
しょうが	0.05
未成熟えんどう	0.3
未成熟いんげん	3
その他の野菜 ^{注4)}	0.3
みかん	0.5
なつみかんの果実全体	10
レモン	10
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	10
グレープフルーツ	10
ライム	10
その他のかんきつ類果実 ^{注5)}	10
りんご	14
日本なし	1
西洋なし	14
マルメロ	14
びわ	0.05
もも※	10
ネクタリン	4
あんず(アプリコットを含む。)	10
すもも(プルーンを含む。)	10
おうとう(チェリーを含む。)	10
いちご	10
ラズベリー	10
ブラックベリー	10
ブルーベリー	5
クランベリー	5
ハックルベリー	5
その他のベリー類果実 ^{注6)}	5
ぶどう	10
かき	2
バナナ	0.1
その他の果実 ^{注7)}	0.5
アーモンド	0.2
その他のナッツ類 ^{注8)}	0.2
その他のスパイス(根又は根茎に限る。) ^{注9)}	0.05
牛の筋肉	0.05
豚の筋肉	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注10)} の筋肉	0.05
牛の脂肪	0.05
豚の脂肪	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05

※今回基準値を設定するピリメタニルとは、農産物にあつては、ピリメタニルのみとし、畜産物の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び食用部分にあつては、ピリメタニル及び代謝物B[2-(4-ヒドロキシアニリノ)-4,6-ジメチルピリミジン]をピリメタニルに換算したものの和とし、乳にあつてはピリメタニル及び代謝物C[2-アニリノ-4,6-ジメチルピリミジン-5-オール]をピリメタニルに換算したものの和をいう。

注1)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ベギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注2)「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにゃくいも以外のものをいう。

注3)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びびなす以外のものをいう。

注4)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注5)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注6)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注7)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注8)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注9)「その他のスパイス(根又は根茎に限る。)」とは、アサフェチダ、ウコン、ガジュツ、ガランガル、カンゾウの根及び根茎をいう。

注10)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

ピリメタニル

食品名	残留基準値
	ppm
牛の肝臓	0.1
豚の肝臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1
牛の腎臓	0.1
豚の腎臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1
牛の食用部分 ^{注11)}	0.1
豚の食用部分	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1
乳	0.01

注11)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

※ ももの基準値については、種子を除いた果実全体に適用するものとする。

ペンディメタリン (Pendimethalin)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請があったもの。										
構造式	<chem>CCN(CC)c1c([N+](=O)[O-])cc(C)c1C</chem>										
用途	農薬／除草剤										
作用機構	ジニトロアニリン系除草剤である。雑草の発芽又は発生時に幼根又は幼芽部に作用し、生長点の細胞分裂及び細胞伸長を阻害することにより、生長を抑制し枯死させると考えられている。										
適用作物／適用雑草等	はくさい、とうもろこし／一年生雑草 等										
我が国の登録状況	はくさい、とうもろこし等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてにんじん、アスパラガス等に、カナダにおいてりんご、あんず等に、EUにおいてにんじん、西洋わさび等に、オーストラリアにおいて大麦、かんきつ等に、ニュージーランドにおいてにんじん、レタス等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>一日許容摂取量 (ADI) 0.12 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 2年間 慢性毒性試験 (イヌ・混餌)</p> <p>無毒性量 12.5 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p> <p>遺伝毒性試験: <i>in vitro</i> 試験 (+/-) <i>in vivo</i> 試験 (-)</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: ペンディメタリンとする。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>2.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>4.7</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>2.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>2.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	2.5	幼小児 (1~6 歳)	4.7	妊婦	2.1	高齢者 (65 歳以上)	2.4
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	2.5										
幼小児 (1~6 歳)	4.7										
妊婦	2.1										
高齢者 (65 歳以上)	2.4										
意見聴取の状況	今後、パブリックコメントを実施予定 (在京大使館への説明及び WTO 通報は対象外)										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.2	0.2	○			
小麦	0.2	0.2	○			
大麦	0.2	0.2	○			
ライ麦	0.2	0.2	○			
とうもろこし	0.2	0.2	○			
そば	0.1	0.2	○			
その他の穀類	0.1	0.1	○		0.1 アリカ	<0.01,0.02 【<0.05(n=4) (ソルガム種子)(米国)】
大豆	0.2	0.2	○			
小豆類	0.05	0.05				
えんどう	0.1	0.1				
そら豆	0.1	0.1				
ちっかせい	0.2	0.2	○			
その他の豆類	0.1	0.1				
ばれいしょ	0.2	0.2	○			
さといも類(やつがしらを含む。)	0.2	0.2	○			
かんしょ	0.05	0.05				<0.01,<0.01
やまいも(長いもをいう。)	0.2	0.2	○			
こんにゃくいも	0.2	0.2	○			
その他のいも類	0.05	0.05				
てんさい	0.05	0.05				
さとうきび	0.1	0.1				
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.05	0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.05	0.05				
かぶ類の根	0.05	0.05				
かぶ類の葉	0.05	0.05				
西洋わさび	0.05	0.05				
クレソン	0.05	0.05				
はくさい	0.2	0.2	○			
キャベツ	0.2	0.2	○			
芽キャベツ	0.2	0.2				
ケール	0.05	0.05				
こまつな	0.05	0.05				
きょうな	0.05	0.05				
チンゲンサイ	0.05	0.05				
カリフラワー	0.05	0.05	○			
ブロッコリー	0.05	0.05				
その他のあぶらな科野菜	0.05	0.05				
アーティチョーク	0.05	0.05				
チコリ	0.05	0.05				
エンダイブ	0.05	0.05				
しゅんぎく	0.05	0.05				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	0.2	0.2	○			
その他のきく科野菜	0.05	0.05	○			
たまねぎ	0.2	0.2	○			
ねぎ(リーキを含む。)	0.2	0.2	○			
にんにく	0.2	0.2	○			
にら	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
アスパラガス	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
わけぎ	0.05	0.05				
その他のゆり科野菜	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(ちっきょう)
にんじん	0.2	0.2	○			
パセリ	0.2	0.2	○			0.02,0.03(\$)
その他のせり科野菜	0.2	0.2	○			
トマト	0.05	0.05				
なす	0.05	0.05				
その他のなす科野菜	0.05	0.05				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.1	0.1	○			<0.01,0.02

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
しょうが 未成熟えんどう 未成熟いんげん えだまめ	0.05 0.05 0.05 0.2	0.05 0.05 0.05 0.2	申			<0.01,<0.01
その他の野菜	0.1	0.1				
みかん なつみかんの果実全体 レモン オレンジ(ネーブルオレンジを含む。) グレープフルーツ ライム その他のかんきつ類果実	0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05	0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05				
りんご 日本なし 西洋なし マルメロ びわ	0.1 0.1 0.1 0.05 0.05	0.1 0.1 0.1 0.05 0.05	○ ○ ○			
もも ネクタリン あんず(アブリコットを含む。) すもも(プルーンを含む。) うめ おうとう(チェリーを含む。)	0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05	0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05				
いちご ラズベリー ブラックベリー ブルーベリー クランベリー ハックルベリー その他のベリー類果実	0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05	0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05				
ぶどう かき	0.1 0.05	0.1 0.05	○			<0.005,0.015(\$)
バナナ キウイ パパイヤ アボカド パイナップル グアバ マンゴ パッションフルーツ なつめやし	0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05	0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05				
ひまわりの種子 ごまの種子 べにばなの種子 綿実 なたね その他のオイルシード	0.1 0.05 0.05 0.1 0.05 0.05	0.1 0.05 0.05 0.1 0.05 0.05				
ぎんなん くり ペカン アーモンド くるみ その他のナッツ類	0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05	0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05				
魚介類	0.3	0.3				推:0.28
ミネラルウォーター類	0.02	0.02				

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$):ばらつきを考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

推:推定される残留量であることを示す

注) :WHO飲料水水質ガイドラインのGuideline Valueに基づき設定 (Guideline Value:WHOにおいて各国の規制当局と給水サービス提供者による飲料水水質の維持・向上を目的に設定されるWHO飲料水水質ガイドラインにおいて、飲料水水質を評価するための基礎となる数値であり、生涯にわたって摂取した場合、摂取者の健康に重大なリスクを起さない濃度を示す。

ペンディメタリン

食品名	残留基準値
	pdm
米(玄米をいう。)	0.2
小麦	0.2
大麦	0.2
ライ麦	0.2
とうもろこし	0.2
そば	0.1
その他の穀類 ^{注1)}	0.1
大豆	0.2
小豆類 ^{注2)}	0.05
えんどう	0.1
そら豆	0.1
らっかせい	0.2
その他の豆類 ^{注3)}	0.1
ばれいしよ	0.2
さといも類(やつがしらを含む。)	0.2
かんしよ	0.05
やまいも(長いもをいう。)	0.2
こんにやくいも	0.2
その他のいも類 ^{注4)}	0.05
てんさい	0.05
さとうきび	0.1
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	0.05
かぶ類の根	0.05
かぶ類の葉	0.05
西洋わさび	0.05
クレンソ	0.05
はくさい	0.2
キャベツ	0.2
芽キャベツ	0.2
ケール	0.05
こまつな	0.05
きょうな	0.05
チンゲンサイ	0.05
カリフラワー	0.05
ブロッコリー	0.05
その他のあぶらな科野菜 ^{注5)}	0.05
アーティチョーク	0.05
チコリ	0.05
エンダイブ	0.05
しゅんぎく	0.05
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	0.2
その他のきく科野菜 ^{注6)}	0.05
たまねぎ	0.2
ねぎ(リーキを含む。)	0.2
にんにく	0.2
にら	0.05
アスパラガス	0.05
わけぎ	0.05
その他のゆり科野菜 ^{注7)}	0.05
にんじん	0.2
パセリ	0.2
その他のせり科野菜 ^{注8)}	0.2
トマト	0.05
なす	0.05
その他のなす科野菜 ^{注9)}	0.05
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.1
しょうが	0.05
未成熟えんどう	0.05
未成熟いんげん	0.05
えだまめ	0.2

注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタビア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注3)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注4)「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしよ、さといも類、かんしよ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。

注5)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレンソ、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注6)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

注7)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注8)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注9)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

ペンディメタリン

食品名	残留基準値
	ppm
その他の野菜 ^{注10)}	0.1
みかん	0.05
なつみかんの果実全体	0.05
レモン	0.05
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.05
グレープフルーツ	0.05
ライム	0.05
その他のかんきつ類果実 ^{注11)}	0.05
りんご	0.1
日本なし	0.1
西洋なし	0.1
マルメロ	0.05
びわ	0.05
もも	0.05
ネクタリン	0.05
あんず(アプリコットを含む。)	0.05
すもも(プルーンを含む。)	0.05
うめ	0.05
おうとう(チェリーを含む。)	0.05
いちご	0.05
ラズベリー	0.05
ブラックベリー	0.05
ブルーベリー	0.05
クランベリー	0.05
ハックルベリー	0.05
その他のベリー類果実 ^{注12)}	0.05
ぶどう	0.1
かき	0.05
バナナ	0.05
キウイ	0.05
パパイヤ	0.05
アボカド	0.05
パイナップル	0.05
グアバ	0.05
マンゴー	0.05
パッションフルーツ	0.05
なつめやし	0.05
ひまわりの種子	0.1
ごまの種子	0.05
べにばなの種子	0.05
綿実	0.1
なたね	0.05
その他のオイルシード ^{注13)}	0.05
ぎんなん	0.05
くり	0.05
ペカン	0.05
アーモンド	0.05
くるみ	0.05
その他のナッツ類 ^{注14)}	0.05
魚介類	0.3
ミネラルウォーター類	0.02

注10)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのご類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

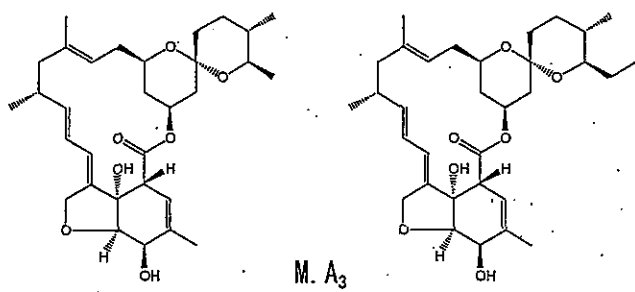
注11)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注12)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注13)「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。

注14)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

ミルベメクチン (Milbemectin)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請及びインポートレランス (IT) 制度に基づく基準設定の要請があったもの。										
構造式	 <p>存在比は M.A₃ (22~32 パーセント)、M.A₄ (60~70 パーセント)</p>										
用途	農薬/殺虫剤										
作用機構	16 員環マクロライド骨格を有する殺虫剤である。ダニ、昆虫及び線虫の神経筋接合部位の塩素イオンチャンネルにアゴニストとして作用し、殺虫活性を示すものと考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	りんご/リンゴハダニ、おうとう/ハダニ類 等										
我が国の登録状況	りんご、おうとう等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、EU においてりんご、ホップ等に、オーストラリアにおいていちご、もも等に、ニュージーランドにおいてアボカド、いちご等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>一日許容摂取量 (ADI) 0.03 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 1 年間 慢性毒性試験 (イヌ・カプセル経口投与)</p> <p>無毒性量 3 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p>										
基準値案	<p>別紙 1 のとおり。</p> <p>残留の規制対象物質：ミルベメクチン A₃ [(10E, 14E, 16E, 22Z)-(1R, 4S, 5' S, 6R, 6' R, 8R, 13R, 20R, 21R, 24S)-21, 24-ジヒドロキシ-5', 6', 11, 13, 22-ペンタメチル-3, 7, 19-トリオキサテトラシクロ[15.6.1.1^{4,8}.0^{20,24}]ペンタコサ-10, 14, 16, 22-テトラエン-6-スピロ-2'-テトラヒドロピラン-2-オン] 及びミルベメクチン A₄ [(10E, 14E, 16E, 22Z)-(1R, 4S, 5' S, 6R, 6' R, 8R, 13R, 20R, 21R, 24S)-6'-エチル-21, 24-ジヒドロキシ-5', 11, 13, 22-テトラメチル-3, 7, 19-トリオキサテトラシクロ[15.6.1.1^{4,8}.0^{20,24}]ペンタコサ-10, 14, 16, 22-テトラエン-6-スピロ-2'-テトラヒドロピラン-2-オン] とする。</p>										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="518 1691 1364 1948"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>5.0</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>12.7</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>4.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>4.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	5.0	幼小児 (1~6 歳)	12.7	妊婦	4.0	高齢者 (65 歳以上)	4.9
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	5.0										
幼小児 (1~6 歳)	12.7										
妊婦	4.0										
高齢者 (65 歳以上)	4.9										
意見聴取の状況	平成 24 年 12 月 26 日~平成 25 年 1 月 24 日パブリックコメントを実施 (在京大使館への説明及び WTO 通報は対象外)										
答申案	別紙 2 のとおり。										

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
大豆	0.1	0.1	○			<0.02(#), <0.02(#)
小豆類	0.2	0.2	○			<0.04, <0.04(あずき)
さといも類(やつがしらを含む。)	0.05		申			<0.01, <0.01
かんしょ	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01
やまいも(長いもをいう。)	0.1	0.1	○			<0.02, <0.02
その他のさく科野菜	2	2	○			0.96, 0.44(食用ぎく)
アスパラガス	0.3	0.3	○			<0.1, <0.1
パセリ	0.7	0.7	○			0.16, 0.22(\$)
セロリ	0.5	0.5	○			<0.08, <0.2
みつば	1	1	○			0.37, 0.46
その他のせり科野菜	1		申			0.10, 0.64(コリアンダー葉)
トマト	0.2	0.2	○			トマト: 0.04(#), 0.02(#) ミニトマト: 0.03, 0.02
ピーマン	0.2	0.2	○			<0.01, 0.050
なす	0.2	0.2	○			<0.04(#), <0.04(#)
その他のなす科野菜	0.2	0.2	○			0.04(#), 0.04(#)(じしとう)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.2	0.2	○			<0.04, <0.04
すいか	0.2	0.2	○			<0.04, <0.04
メロン類果実	0.2	0.2	○			<0.04, <0.04
その他のうり科野菜	0.1		申			<0.02, <0.02(きゅうり花・葉)
未成熟えんどう	0.3	0.3	○			0.022(#), 0.082(#)
未成熟いんげん	0.3	0.3	○			<0.02(#), 0.08(#)(%)
えだまめ	0.2	0.2	○			0.03(#), 0.03(#)
その他の野菜	3	3	○			0.41, 1.44(\$)(しそ)
みかん	0.2	0.2	○			<0.04(#), <0.04(#)
なつみかんの果実全体	0.2	0.2	○			<0.04(#), <0.04(#) (なつみかんの果実全体を参照)
レモン	0.2	0.2	○			(なつみかんの果実全体を参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.2	0.2	○			(なつみかんの果実全体を参照)
グレープフルーツ	0.2	0.2	○			(なつみかんの果実全体を参照)
ライム	0.2	0.2	○			(なつみかんの果実全体を参照)
その他のかんきつ類果実	0.2	0.2	○			(なつみかんの果実全体を参照)
りんご	0.2	0.2	○			<0.04, <0.04
日本なし	0.2	0.2	○			<0.04, <0.04
西洋なし	0.2	0.2	○			(日本なしを参照)
もも	0.2	0.2	○			<0.04, <0.04
ネクタリン	0.2	0.2	○			0.03(#), 0.04(#)
うめ	0.5		申			0.14(\$), <0.02
おうとう(チェリーを含む。)	0.3	0.3	○			0.08, 0.03
いちご	0.2	0.2	○			<0.02, 0.05
ぶどう	0.2	0.2	○			0.02, 0.04
パパイヤ	0.1	0.1	○			<0.02, <0.02
アボカド	0.02		IT		0.02(ニュージーランド)	【<0.004, <0.004 (ニュージーランド)】
その他の果実	0.2		申			0.05, 0.05(いちじく)
茶	0.7	0.7	○			0.05, 0.21(\$)
ホップ	0.1		IT		0.1 ドイツ	【<0.20, <0.20(EU)】
その他のスパイス	0.7	0.7	○			0.16(#), 0.24(#)(%) (みかんの果皮) 2.4.2.5(さんしょう) ※さんしょう(葉)の残留値の2 倍にて緊急登録(農林水産 省からの理由書による要請)
その他のハーブ	5	5	○			

○:既に、国内において農薬登録のあるもの
 申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの
 IT:海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの
 (#):使用方法を逸脱して実施された試験成績
 (\$) :ばらつきを考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

※今回基準値を設定するミルベメクチンとは、ミルベメクチンA₃[(10E,14E,16E,22Z)-

(1R,4S,5'S,6R,6'R,8R,13R,20R,21R,24S)-21,24-ジヒドロキシ5',6',11,13,22-ペンタメチル-3,7,19-トリオキサテタンクロ[15.6.1.1^{4,8,0}20,24]ペンタコサ-10,14,16,22-テトラエン-6-スピロ-2'-テトラヒドロピラン-2-オン]及びミルベメクチンA₄

[(10E,14E,16E,22Z)- (1R,4S,5'S,6R,6'R,8R,13R,20R,21R,24S)-6'-エチル-21,24-ジヒドロキシ-5',11,13,22-テトラメチル-3,7,19-トリオキサテタンクロ[15.6.1.1^{4,8,0}20,24]ペンタコサ-10,14,16,22-テトラエン-6-スピロ-2'-テトラヒドロピラン-2-オン]の和をいう。

ミルベメクチン

食品名	残留基準値 ppm
大豆	0.1
小豆類 ^{注1)}	0.2
さといも類(やつがしらを含む。)	0.05
かんしょ	0.05
やまいも(長いもをいう。)	0.1
その他のきく科野菜 ^{注2)}	2
アスパラガス	0.3
パセリ	0.7
セロリ	0.5
みつば	1
その他のせり科野菜 ^{注3)}	1
トマト	0.2
ピーマン	0.2
なす	0.2
その他のなす科野菜 ^{注4)}	0.2
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.2
すいか	0.2
メロン類果実	0.2
その他のうり科野菜 ^{注5)}	0.1
未成熟えんどう	0.3
未成熟いんげん	0.3
えだまめ	0.2
その他の野菜 ^{注6)}	3
みかん	0.2
なつみかんの果実全体	0.2
レモン	0.2
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.2
グレープフルーツ	0.2
ライム	0.2
その他のかんきつ類果実 ^{注7)}	0.2
りんご	0.2
日本なし	0.2
西洋なし	0.2
もも	0.2
ネクタリン	0.2
うめ	0.5
おうとう(チェリーを含む。)	0.3
いちご	0.2
ぶどう	0.2
パパイヤ	0.1
アボカド	0.02
その他の果実 ^{注8)}	0.2
茶	0.7
ホップ	0.1
その他のスパイス ^{注9)}	0.7
その他のハーブ ^{注10)}	5

注1) いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注2) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

注3) 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注4) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注5) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注6) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

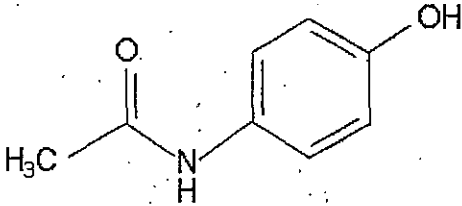
注7) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注8) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注9) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注10) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

アセトアミノフェン (Acetaminophen)

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定										
経緯	薬事法に基づく動物用医薬品の製造販売の承認申請及び承認事項の変更に伴う意見聴取があったもの。										
構造式											
適用動物/用途	豚/解熱鎮痛薬										
作用機構	非ピリン系の中枢性解熱鎮痛薬である。シクロオキシゲナーゼ阻害作用と抗炎症作用を持つが、それらの作用は極めて弱く、消化性潰瘍や腎障害などの副作用も少ない。										
我が国の承認状況	豚に承認されている。										
諸外国の状況	FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) においては評価されておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値が設定されていない。なお、EU においては基準値設定不要という規制となっている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>一日許容摂取量 (ADI) 0.03 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 104 週間 発がん性試験 (ラット・混餌)</p> <p>最小毒性量 30 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 1000</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：アセトアミノフェンとする。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="576 1487 1417 1749"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>1.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	1.4	幼小児 (1~6 歳)	3.0	妊婦	1.5	高齢者 (65 歳以上)	1.4
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	1.4										
幼小児 (1~6 歳)	3.0										
妊婦	1.5										
高齢者 (65 歳以上)	1.4										
意見聴取の状況	今後、パブリックコメントを実施予定 (在京大使館への説明及び WTO 通報は対象外)										
答申案	別紙2のとおり。										

(別紙1)

アセトアミノフェン

食品名	基準値 (案) ppm	基準値現行 ppm	最大残留許容濃度の 上限 ppm
豚の筋肉	0.6	0.01	0.528
豚の脂肪	0.3	0.01	0.232
豚の肝臓	2	0.01	1.876
豚の腎臓	2	0.01	1.647
豚の食用部分	2	0.01	1.740

アセトアミノフェン

食品名	残留基準値 ppm
豚の筋肉	0.6
豚の脂肪	0.3
豚の肝臓	2
豚の腎臓	2
豚の食用部分 ^{注)}	2

注) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

エンロフロキサシン (Enrofloxacin)

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定										
経緯	薬事法に基づく動物用医薬品の承認事項の変更に伴う意見聴取があったもの。										
構造式											
適用動物/用途	牛、豚、鶏/細菌性呼吸器感染症及び消化管感染症等の治療										
作用機構	エンロフロキサシンはニューキノロン剤に属し、グラム陰性菌に加え、多くのグラム陽性菌に対しても有効である。細菌のⅡ型トポイソメラーゼであるDNA ジャイレース、あるいはトポイソメラーゼⅣに作用しDNA 複製を阻害するものと考えられている。										
我が国の承認状況	牛、豚及び鶏に承認されている。										
諸外国の状況	FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) において評価されており、ADI として 0.002 mg/kg 体重/day が設定されている。米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国、カナダ及び EU において基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>一日許容摂取量 (ADI) 0.002 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 微生物学的 ADI</p> <p>遺伝毒性試験: <i>in vitro</i> 試験 (+/-) <i>in vivo</i> 試験 (-)</p>										
基準値案	<p>別紙のとおり。</p> <p>残留の規制対象物質: エンロフロキサシン及びシプロフロキサシンとする。</p>										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>10.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>39.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>11.9</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>10.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	10.4	幼小児 (1~6 歳)	39.6	妊婦	11.9	高齢者 (65 歳以上)	10.2
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	10.4										
幼小児 (1~6 歳)	39.6										
妊婦	11.9										
高齢者 (65 歳以上)	10.2										
意見聴取の状況	パブリックコメント、在京大使館への説明及び WTO 通報は対象外										
答申案	エンロフロキサシンについては、現行の食品規格 (食品中の動物用医薬品の残留基準) を変更しないことが適当である。										

エンロフロキサシン

食品名	残留基準値* ² ppm	米国 ppm	カナダ ppm	EU* ² ppm
牛の筋肉	0.05		0.02* ³	0.1
豚の筋肉	0.05			0.1
その他の陸棲哺乳類に属する 動物の筋肉	0.05			0.1
牛の脂肪	0.05			0.1
豚の脂肪	0.05			0.1
その他の陸棲哺乳類に属する 動物の脂肪	0.05			0.1
牛の肝臓	0.1	0.1* ³		0.3
豚の肝臓	0.1			0.2
その他の陸棲哺乳類に属する 動物の肝臓	0.1			0.3
牛の腎臓	0.1		0.07* ³	0.2
豚の腎臓	0.1	0.5		0.3
その他の陸棲哺乳類に属する 動物の腎臓	0.1			0.2
牛の食用部分	0.05			
豚の食用部分	0.05			
その他の陸棲哺乳類に属する 動物の食用部分	0.05			
乳	0.05			0.1
鶏の筋肉	0.05			0.1
その他の家きんの筋肉	0.05			0.1
鶏の脂肪	0.05			0.1
その他の家きんの脂肪	0.05			0.1
鶏の肝臓	0.1			0.2
その他の家きんの肝臓	0.1			0.2
鶏の腎臓	0.1			0.3
その他の家きんの腎臓	0.1			0.3
鶏の食用部分* ¹	0.1			
その他の家きんの食用部分* ¹	0.1			

*1：食用部分については、肝臓及び腎臓の値を参照した。

*2：エンロフロキサシン及びシプロフロキサシンの和として。

*3：デスエチレンシプロフロキサシンとして。

セフキノム (Cefquinome)

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定										
経緯	薬事法に基づく動物用医薬品の承認事項の変更に伴う意見聴取があったもの。										
構造式											
適用動物/用途	牛/肺炎の治療、子牛/大腸菌性敗血症の治療 等										
作用機構	セフェム系抗生物質であり、作用機序は細菌の細胞壁の合成を阻害することで、細菌の増殖を抑え殺菌作用を示す。										
我が国の承認状況	牛に承認されている。										
諸外国の状況	FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) においては評価されておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、EU 及びニュージーランドにおいて基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	一日許容摂取量 (ADI) 0.0014 mg/kg 体重/day [設定根拠] 微生物学的ADI										
基準値案	別紙のとおり。 残留の規制対象物質：セフキノムとする。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>24.2</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>8.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>6.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	7.0	幼小児 (1~6 歳)	24.2	妊婦	8.0	高齢者 (65 歳以上)	6.9
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	7.0										
幼小児 (1~6 歳)	24.2										
妊婦	8.0										
高齢者 (65 歳以上)	6.9										
意見聴取の状況	パブリックコメント、在京大使館への説明及び WTO 通報は対象外										
答申案	セフキノムについては、現行の食品規格 (食品中の動物用医薬品の残留基準) を変更しないことが適当である。										

セフキノム

食品名	基準値 現行 ppm	EU ppm	NZ ppm	残留試験成績	
				結果(ppm)	試験日
牛の筋肉	0.02	0.05	0.05	<0.02	5日
豚の筋肉	0.05	0.05	0.05	<0.016	6時間
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05	0.05		<0.0247	5日
牛の脂肪	0.02	0.05	0.05	<0.02	5日
豚の脂肪	0.05	0.05	0.05	<0.016	12時間
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.05		<0.0247	5日
牛の肝臓	0.02	0.1	0.1	<0.02	5日
豚の肝臓	0.1	0.1	0.1	<0.016	24時間
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1	0.1		<0.0509	5日
牛の腎臓	0.02	0.2	0.2	<0.02	5日
豚の腎臓	0.2	0.2	0.2	<0.016	48時間
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2	0.2		<0.1020	5日
牛の食用部分*	0.02			<0.02	5日
豚の食用部分*	0.2				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分*	0.2				
乳	0.02	0.02	0.03	0.02	12時間

*: 食用部分については、腎臓の値を参照した。

鶏大腸菌症生ワクチン

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定
経緯	薬事法に基づく動物用医薬品の製造販売の承認申請に伴う意見聴取があったもの。
本剤の概要	鶏大腸菌血清型 078 AESN1331 株を主剤とし、安定剤を使用した生ワクチンである。
適用動物／用途	動物用医薬品登録申請：鶏／鶏大腸菌症の予防
我が国の承認状況	動物用医薬品として承認されていない。(新たに承認申請がなされたもの)
諸外国の状況	海外では、本剤と類似の鶏大腸菌弱毒生ワクチンが使用されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>主剤の製造用株は、親株のcrp 遺伝子を欠損型のΔcrp 遺伝子に置き換えて作出されたもので、その塩基配列は全て大腸菌由来である。また、自然状態において、一定の頻度でcrp 遺伝子の欠損変異株が分離されることが報告されている。これらのことから、製造用株において、遺伝子を置き換えることに起因する安全性上の新たな懸念は生じないものと考えられた。</p> <p>鶏大腸菌症は鶏及び七面鳥の感染性疾患で、大腸菌の血清型078 において、鶏大腸菌症由来株とヒトの毒素原性大腸菌感染症由来株との間でH 抗原や病原性遺伝子の保有パターンが異なるとの報告がある。また、製造用株は、ヒトの病原性大腸菌の病原性遺伝子を保有していないことから、ヒトに対する病原性大腸菌には相当しない。さらに、製造用株は、親株より鶏体内への定着性が減弱しており、ヒナに2 回噴霧投与した場合でも投与4 日後には消失することが認められている。これらのことから、製造用株はヒトに対して病原性を示さないものと考えられた。</p> <p>本製剤の安定剤として使用されている添加剤については、物質の使用状況、既存の毒性評価及び本製剤の投与量を考慮すると、本製剤の含有成分として摂取した場合の健康影響は無視できると考えられる。また、製造用株の病原性復帰は認められないこと及び性状は安定であることが確認されている。</p> <p>以上のことから、本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。</p>
基準値案	食品安全委員会における評価結果を踏まえ、残留基準を設定しないこととする。
意見聴取の状況	パブリックコメント、在京大使館への説明及びWTO 通報は対象外
答申案	鶏大腸菌症生ワクチンについては、食品規格（食品中の動物用医薬品の残留基準）を設定しないことが適当である。

ラクトフェリン (Lactoferrin)

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定
経緯	薬事法に基づく動物用医薬品の製造販売の承認申請に伴う意見聴取のあったもの。
適用動物／用途	牛／分娩直後の乳房炎発生率の低減
作用機構	有効成分として凍結乾燥した牛乳由来ラクトフェリンを含む乳房注入剤である。ラクトフェリンは、主に乳汁中に存在する糖タンパク質であり、689 個のアミノ酸残基から構成される一本のポリペプチド鎖でその分子量は約 83kDa (83,100±400) とされている。
我が国の承認状況	動物用医薬品として承認されていない。(新たに承認申請がなされたもの)
諸外国の状況	ラクトフェリンを有効成分とする動物用医薬品の承認はない。ラクトフェリンは、牛乳中に通常含まれているほか、乳製品等の食品、化粧品等に使用されている。また、米国食品医薬品庁 (FDA) は、ラクトフェリンを、「一般的に安全と認められる (GRAS: Generally Recognized as Safe)」物質として牛の未調理肉の微生物汚染を防ぐことを目的とするスプレー剤並びにスポーツ用食品及び機能性食品の成分としての使用を認めている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ヒトにおけるラクトフェリンに対する IgE の同定及び牛乳アレルギーを有する子供における特異 IgE 抗体の頻度の増加が報告されている。しかし、酸性条件下でペプシンにより加水分解されることから、ヒトが経口摂取した場合のアレルゲン性は比較的高いものではないと考えられる。</p> <p>また、乾乳期の乳牛にラクトフェリン製剤を乳房内投与した薬物動態試験及び残留試験において、血清及び乳汁中のラクトフェリンは、被験物質投与の有無にかかわらず検出された。血清中ラクトフェリン濃度は、投与前と投与後の各時点との間に有意差は認められなかった。また、乳汁中ラクトフェリン濃度は、各時点における被験物質投与分房と非投与分房の間に有意差は認められなかった。これらのことから、ラクトフェリンが動物用医薬品として投与された牛に由来する乳や肉等の畜産食品中に、通常含まれる以上のラクトフェリンが含有される可能性は低いと考えられる。</p> <p>さらに、ラクトフェリンについては、ラクトフェリン濃縮物が食品添加物 (既存添加物) として使用されているほか、乳製品等の食品にも含有され、また、食品に使用され、ヒトが日常的に摂取してきているものである。</p> <p>したがって、動物用医薬品として適切に使用されたラクトフェリンが、アレルギーを含む畜産食品のリスクを増加させることはないものと考えられた。</p> <p>以上のことから、ラクトフェリンは動物用医薬品として適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。</p>
基準値案	別紙 1 のとおり、基準値を設定しないこととする。
意見聴取の状況	パブリックコメント、在京大使館への説明及び WTO 通報は対象外
答申案	別紙 2 のとおり。

基準値の取扱い

ラクトフェリンは、牛乳中に通常含まれるほか、国内ではラクトフェリン濃縮物が食品添加物（既存添加物）として使用されており乳製品等の食品に含まれている。このため、ラクトフェリンについては食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1食品の部A食品一般の成分規格8で規定している「農薬等の成分である物質が自然に食品に含まれる物質と同一であるとき、当該食品において当該物質が含まれる量は、当該食品に当該物質が通常含まれる量を超えてはならない。」（以下、「一般規則8」という）の適用の可否についても検討を行った。

食品安全委員会の食品健康影響評価において言及されているとおり、動物用医薬品として適切に使用される限りにおいては、投与された牛に由来する乳や肉等の畜産食品中に、通常含まれる以上のラクトフェリンが含有される可能性は低いと考えられる。ただし、食品添加物（既存添加物）としてラクトフェリン濃縮物が使用されているほか、乳製品等の食品にも含有されるなど、ラクトフェリンは人が日常的に摂取してきているものである。さらに、各種毒性試験において特に問題となる毒性影響は認められておらず、人が経口摂取した場合であっても酸性条件下においてはペプシンにより速やかに加水分解されることが報告されているなど、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は考えにくい。

したがって、ラクトフェリンを動物用医薬品として使用した場合に、人の健康を損なうおそれがあるとは考えにくいことから、残留基準を設定しないことが適当であると考えられる。ただし、食品添加物として使用されていること等を踏まえると食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして取り扱うことを別途検討することが適当であると考えられる。

答申(案)

ラクトフェリンについては、食品規格(食品中の動物用医薬品の残留基準)を設定しないことが適当である。ただし、食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして取り扱うことを別途検討することが適当である。

